

官報

号 外
国会会議録

令和八年五月十四日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第十八号

令和八年五月十四日(木曜日)

議事日程 第十四号

令和八年五月十四日

午後一時開議

- 第一 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

日程第一 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(森英介君) 報告を求めます。総務委員長古川康君。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(古川康君登壇)

○古川康君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年、携帯通信端末向けの電気通信役務の不正な利用が多様化、巧妙化していることに鑑み、当該電気通信役務を提供する事業者が契約締結時の本人確認等を行うべき役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加するとともに、特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合に当該電気通信役務を提供する事業者が役務の提供を拒むことを可能にする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日林総務大臣から趣旨の説明を聴取り、五月十二日、質疑を行い、これを終局しました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第二、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(森英介君) 報告を求めます。財務金融委員長武村展英君。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(武村展英君登壇)

○武村展英君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

本案は、去る四月二十一日当委員会に付託され、翌二十二日片山財務大臣から趣旨の説明を聴取し、五月十三日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 地域公共交通の活性化及び再生に

関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出)

○議長(森英介君) 日程第三、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長富樫博之君。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔富樫博之君登壇〕

○富樫博之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、交通空白等を解消するため、休廃止されたバス路線等について、地方公共団体が主導する形で、運送主体を選定し、他者からの協力のあつせん等を行うことにより、バス、タクシー、公共ライドシェアによる地域における旅客の運送を確保する事業を創設すること、

第二に、地域の関係者相互間の連絡調整、連携の促進を行う企業、団体を連携促進団体と位置づけ、同団体は地域公共交通計画の作成等を提案できること

などであります。

本案は、去る四月二十三日日本委員会に付託され、翌二十四日金子国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、昨五月十三日に質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第四、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長工藤彰三君。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔工藤彰三君登壇〕

○工藤彰三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際情勢の複雑化、物価の変動、人口の減少、少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国企業の事業活動の持続的な発展を図るため、国内投資の促進による事業の高付加価値化と、海外需要開拓や安定的な原材料の確保を通じた供給網の強靱化を一体的に推進するとともに、国内の事業活動の基盤となる産

業用地の整備や担い手の確保に資する生活基盤の維持を図るものであります。

本案は、去る四月十四日本委員会に付託され、翌十五日に赤澤経済産業大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十七日から質疑に入り、二十四日には参考人質疑、五月十一日には千葉市内のJFEスチール株式会社及び産業団地の視察を行い、昨十三日に質疑を終局いたしました。次いで、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

出席国務大臣

総務大臣 林 芳正君
財務大臣 片山さつき君
経済産業大臣 赤澤 亮正君
国土交通大臣 金子 恭之君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十二日、高市内閣総理大臣から森議長宛て、次の通知書を受領した。

内閣閣第八〇号

令和八年五月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

天皇皇后両陛下のオランダ及びベルギー御訪問について

標記について、本日(五月十二日(火))の閣議において別紙のとおり決定されましたので、通知いたします。

(別紙)

天皇皇后両陛下のオランダ及びベルギー御訪問について
(令和八年五月十二日閣議決定)

かねてより、オランダ国王陛下及びベルギー国王陛下から、天皇皇后両陛下に対しそれぞれ同国を御訪問いただきたい旨の招請があった。ついては、我が国と両国との友好親善関係に鑑み、両陛下に両国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、六月十三日東京御出発、同月二十六日御帰国の予定である。

御日程の概要

月 日	曜 日	御 日 程
六月十三日	土	東 京 御 発 アムステルダム (オランダ) 御着
六月二十日	土	同 地 御 発 ブリュッセル (ベルギー) 御着
六月二十五日	木	同 地 御 発 京 御 着
六月二十六日	金	東 京 御 着

一、昨十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

伊藤 聡君

神田 潤一君

谷 公一君

古井 康介君

松下 英樹君

中川 宏昌君

稲葉 大輔君

衛藤 博昭君

長田紘一郎君

東田 淳平君

村木 汀君

丸尾なつ子君

山本 左近君

岡本 康宏君

中川 貴元君

辻 由布子君

文月 涼君

金澤 結衣君

坂本竜太郎君

世古万美子君

金城 泰邦君

農林水産委員

辞任

渡辺 創君

神谷 裕君

補欠

稲葉 大輔君

東田 淳平君

長田紘一郎君

衛藤 博昭君

村木 汀君

金城 泰邦君

文月 涼君

山本 左近君

丸尾なつ子君

世古万美子君

辻 由布子君

中川 貴元君

岡本 康宏君

金澤 結衣君

坂本竜太郎君

松下 英樹君

伊藤 聡君

古井 康介君

谷 公一君

神田 潤一君

中川 宏昌君

補欠

神谷 裕君

渡辺 創君

安全保障委員

辞任

武田 良太君

三原 朝利君

谷 浩一郎君

井原 隆君

小池 正昭君

伊藤 恵介君

谷 浩一郎君

武田 良太君

三原 朝利君

井原 隆君

小池 正昭君

松本 泉君

渡辺 勝幸君

今岡 植君

世古万美子君

藤沢 忠盛君

岩崎 比菜君

近藤 雅彦君

林 拓海君

山本 左近君

渡辺 博道君

大空 幸星君

野村 美穂君

近藤 雅彦君

林 拓海君

外務委員

辞任

大西 洋平君

木下 敏之君

宇佐美 登君

衛藤 博昭君

加藤 貴弘君

補欠

小池 正昭君

井原 隆君

伊藤 恵介君

三原 朝利君

武田 良太君

谷 浩一郎君

松本 泉君

渡辺 勝幸君

今岡 植君

世古万美子君

藤沢 忠盛君

岩崎 比菜君

近藤 雅彦君

林 拓海君

山本 左近君

渡辺 博道君

大空 幸星君

野村 美穂君

近藤 雅彦君

林 拓海君

山本 左近君

渡辺 博道君

大空 幸星君

野村 美穂君

近藤 雅彦君

林 拓海君

外務委員

辞任

大西 洋平君

木下 敏之君

宇佐美 登君

衛藤 博昭君

加藤 貴弘君

財務金融委員

辞任

井林 辰憲君

棚橋 泰文君

阿部 弘樹君

河野 正美君

世古万美子君

井林 辰憲君

棚橋 泰文君

加藤 貴弘君

金澤 結衣君

草間 剛君

藤田 誠君

丸田康一郎君

山本 香苗君

古川あおい君

世古万美子君

伊藤 聡君

稲葉 大輔君

田中 昌史君

森原紀代子君

加藤 貴弘君

田中 昌史君

藤沢 忠盛君

森原紀代子君

原田 直樹君

土橋 章宏君

農林水産委員

辞任

門 寛子君

渡辺 創君

丸尾なつ子君

神谷 裕君

門 寛子君

渡辺 創君

加藤 貴弘君

岡本 康宏君

大西 洋平君

木下 敏之君

宇佐美 登君

河野 正美君

阿部 弘樹君

世古万美子君

井林 辰憲君

棚橋 泰文君

加藤 貴弘君

金澤 結衣君

森原紀代子君

田中 昌史君

世古万美子君

伊藤 聡君

原田 直樹君

土橋 章宏君

藤沢 忠盛君

丸田康一郎君

加藤 貴弘君

草間 剛君

藤田 誠君

金澤 結衣君

山本 香苗君

古川あおい君

農林水産委員

補欠

丸尾なつ子君

神谷 裕君

門 寛子君

渡辺 創君

丸尾なつ子君

神谷 裕君

門 寛子君

議長の報告 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

経済産業委員

辞任

補欠

古井 康介君	東田 淳平君
細野 豪志君	内山 こう君
武藤 容治君	山本 左近君
山際大志郎君	金澤 結衣君
山本 裕三君	今 洋佑君
落合 貴之君	原田 直樹君
牧野 俊一君	伊藤 恵介君
金澤 結衣君	田中 昌史君
山本 左近君	中川こういち君
田中 昌史君	井原 隆君
中川こういち君	新田 章文君
井原 隆君	今岡 植君
新田 章文君	三原 朝利君
今岡 植君	石坂 太君
石坂 太君	山下史守朗君
山下史守朗君	岩崎 比菜君
今 洋佑君	山本 裕三君
岩崎 比菜君	山際大志郎君
内山 こう君	細野 豪志君
東田 淳平君	古井 康介君
三原 朝利君	武藤 容治君
原田 直樹君	落合 貴之君
伊藤 恵介君	牧野 俊一君

国土交通委員

辞任

補欠

熊田 裕通君	石坂 太君
根本 拓君	斉藤 りえ君
赤羽 一嘉君	西園 勝秀君
斉藤 りえ君	辻 由布子君
石坂 太君	熊田 裕通君
辻 由布子君	根本 拓君
西園 勝秀君	赤羽 一嘉君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

伊藤 聡君	渡辺 勝幸君
高見 康裕君	藤沢 忠盛君
中川こういち君	丸尾なつ子君
西田 昭二君	古賀 篤君
西園 勝秀君	泉 健太君
渡辺 創君	赤羽 一嘉君
山田 瑛理君	小林 修平君
丸尾なつ子君	石坂 太君
渡辺 勝幸君	米内 紘正君
石坂 太君	岩崎 比菜君
岩崎 比菜君	中川こういち君
古賀 篤君	西田 昭二君
藤沢 忠盛君	高見 康裕君
米内 紘正君	伊藤 聡君
赤羽 一嘉君	渡辺 創君
泉 健太君	西園 勝秀君
丸尾なつ子君	山田 瑛理君
渡辺 勝幸君	小林 修平君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

補欠

畦元 将吾君	辻 由布子君
谷川 とむ君	このゝい啓二郎君
宮内 秀樹君	神田 潤一君
犬飼 明佳君	長妻 昭君
高山 聡史君	林 拓海君
神田 潤一君	宮内 秀樹君
このゝい啓二郎君	谷川 とむ君
辻 由布子君	畦元 将吾君
長妻 昭君	犬飼 明佳君
林 拓海君	高山 聡史君

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一二号)

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一二二号)

以上四件 外務委員会 付託
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

農林水産委員会 付託
一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
社会福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)
厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在日米軍基地から排出されたPCB含有機器の処理と「ポリ塩化ビフェニル」廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法改正案に関する質問主意書(辰巳孝太郎君提出)

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

第一条中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」

に、「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に改める。

第二条第一項中「携帯音声通信」を「携帯通信」に改め、「のうち音声その他の音響を送り、伝え、又は受けるもの」を削り、同条第二項中「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に、「携帯音声通信」を「携帯通信」に改め、同条第三項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に改め、「電気通信事業者の下に」(第八条第二項において「電気通信事業者」という。)を加え、「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に改め、同条第四項中「携帯音声通信端末設備」を「携帯通信端末設備」に、「携帯音声通信」を「携帯通信」に改め、同条第六項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に、「携帯音声通信端末設備」を「携帯通信端末設備」に、「通話可能端末設備」を「通信可能端末設備」に改める。

第三条第一項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に、「運転免許証の提示」を「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード)をいう。第五条第一項及び第十条第一項において同じ。)に記録された署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。第五条第一項及び第十条第一項において同じ。)の送信」に、「第十一条第一号」を「第十一条

に、「次の各号に掲げる相手方の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項(以下「本人特定事項」という。))」を「本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあつては、総務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。))」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「第四項」を「以下この条、次条第一項」に、「本人確認」を「前項に規定する方法により本人確認を行うとともに、総務省令で定めるところにより当該代表者等の権限又は地位の確認」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 携帯通信事業者との間で現に役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が相手方と異なる場合であつて、当該相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他総務省令で定めるものであるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「当該役務提供契約を締結しようとする相手方(以下この条及び第十条において「相手方」という。))とあるのは次項に規定する代表者等」と、「行わなければ」とあるのは「行うとともに、総務省令で定めるところにより、当該代表者等の権限又は地位の確認を行わなければならない」とする。

4 相手方及び代表者等は、携帯通信事業者が第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第二項の規定による確認(以下「契約締結時本人確認」という。)を行う場合において、当該携帯通信事業者に対して、当該契約締結時本人確認に係る事項を偽つてはならない。

第四条第一項中「携帯音声通信事業者は、本人確認」を「携帯通信事業者は、契約締結時本人確

認」に改め、「関する事項」の下に「(代表者等の権限又は地位の確認に関する事項を含む。))」を加え、同条第二項中「携帯音声通信事業者は」「を」を「携帯通信事業者は、前項の規定により作成した」に改める。

第五条第一項中「携帯音声通信事業者は、通話可能端末設備」を「携帯通信事業者は、通信可能端末設備」に、「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に、「運転免許証の提示」を「個人番号カードに記録された署名用電子証明書の送信」に、「譲受人等の本人特定事項の確認(以下「譲渡時本人確認」という。))」を「本人確認」に改め、同条第二項中「携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認」を「携帯通信事業者が譲受人等の本人確認」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三条第二項中「相手方」とあるのは「譲受人等(第五条第一項に規定する譲受人等をいう。以下同じ。))」と、「役務提供契約を締結する」とあるのは「名義の変更に係る事務を行う」と、「役務提供契約の締結」とあるのは「名義の変更に係る事務」と、「当該相手方」とあるのは「当該譲受人等」と、「次条第一項及び第十一条第一号」とあるのは「及び次条第一項」と、「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「役務提供契約の締結」とあるのは「名義の変更に係る事務」と、「相手方」とあるのは「譲受人等」と、「相手方が」とあるのは「譲受人等」と、「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「役務提供契約を締結しようとする相手方(以下この条及び第十一条において「相手方」とあるのは「変更により新たに当該役務提供契約に基づく携帯通信役務の提供を受けようとする者(以下「譲受人等」と、「次項」とあるのは「次項において準用する第三条第二項」と、同

条第四項中「相手方」とあるのは「譲受人等」と、「第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第二項の規定による確認」とあるのは「第六条第一項に規定する譲渡時本人確認」と、「契約締結時本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と、前条第一項中「契約締結時本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と読み替えるものとする。

第六条の見出し中「本人確認」を「契約締結時本人確認」に改め、同条第一項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「本人確認又は譲渡時本人確認」を「契約締結時本人確認又は前条第一項(同条第二項において準用する第三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。))の規定及び前条第二項において準用する第三条第二項の規定による確認(以下「譲渡時本人確認」という。))」に改め、同条第二項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「本人確認又は」を「契約締結時本人確認又は」に改め、「第三条第一項」の下に「(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))」を加え、同条第三項中「第四項第一項の」を「第四条の」に、「本人確認を行う」を「契約締結時本人確認を行う」に、「第三条中「携帯音声通信事業者」を「第三条第一項中「携帯通信事業者」とあるのは「媒介業者等(第六条第一項に規定する媒介業者等をいう。以下同じ。))は、携帯通信事業者が」と、同条第二項から第四項までの規定中「携帯通信事業者」に、「本人確認を行ったとき」を「契約締結時本人確認に改め、同条第四項後段を次のように改める。

この場合において、第三条第二項中「携帯通信事業者は、相手方」とあるのは「媒介業者等(第六条第一項に規定する媒介業者等をいう。以下同じ。))は、譲受人等(第五条第一項に規定する譲受人等をいう。以下同じ。))と、「役務提

供契約を締結する」とあるのは「名義の変更に係る事務を行う」と、「携帯通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、「役務提供契約の締結」とあるのは「名義の変更に係る事務」と、「当該相手方」とあるのは「当該譲受人等」と、「次条第一項及び第十一條第一号」とあるのは「及び次条第一項」と、「前項」とあるのは「第五條第一項」と、同条第三項中「携帯通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、「役務提供契約の締結」とあるのは「名義の変更に係る事務」と、「相手方」とあるのは「譲受人等」と、「相手方が」とあるのは「譲受人等が」と、「第一項」とあるのは「第五條第一項」と、「役務提供契約を締結しようとする相手方(以下この条及び第十一條において「相手方」とあるのは「変更により新たに当該役務提供契約に基づく携帯通信役務の提供を受けようとする者(以下「譲受人等」と、「次項」とあるのは「第三條第二項」と、同条第四項中「相手方」とあるのは「譲受人等」と、「携帯通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、「第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。及び第二項の規定による確認」とあるのは「第六條第一項に規定する譲渡時本人確認」と、「契約締結時本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と、第四條第一項中「契約締結時本人確認」とあるのは「第六條第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認」と、前條第一項中「携帯通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、「携帯通信事業者が」と読み替えるものとする。 第七條の見出し中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に改め、同条第一項中「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に改め、同条第二項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に改め、同条第二項中「前項を」と、「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 警察署長は、前項の規定により確認の求めを行うため必要があると認めるときは、電気通信事業者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 第九條第一項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に、「以下」を「第三項において」に改め、同条第三項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に改め、同項後段を次のように改める。 この場合において、同条第二項中「相手方の本人確認」とあるのは「契約者の契約者確認(第九條第一項に規定する契約者確認をいう。以下同じ。を」と、「役務提供契約を締結する」とあるのは「契約者確認に係る事務を行う」と、「役務提供契約の締結」とあるのは「契約者確認に係る事務」と、「当該相手方」とあるのは「当該契約者」と、「本人確認」とあるのは「契約者確認」と、「この条、次条第一項及び第十一條第一号」とあるのは「この条」と、「前項」とあるのは「同条第一項」と、同条第三項中「役務提供契約の締結」とあるのは「契約者確認に係る事務」と、「相手方」とあるのは「契約者」と、「相手方が」とあるのは「契約者が」と、「第一項」とあるのは「第九條第一項」と、「役務提供契約を締結しようとする相手方(以下この条及び第十一條において「相手方」という。）」とあるのは「契約者」と、「次項」とあるのは「第三項において準用する第三條第二項」と、「行わなければならない」とあるのは「行」と、同条第四項中「相手方」とあるのは「契約者」と、「第一項」とあるのは「第九條第一項」と、「及び」とあるのは「この規定及び」と、「以下「契約締結時本人確認」という」とあるのは「同条第一項に規定する総務省令で定める事項の確認を除く」と、「契約締結時本人確認」とあるのは「確認」と読み替えるものとする。 第十條第一項中「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「者(以下」を「者(次項及び次条第六号において」に改め、「契約(以下」の下に「この項において」を、「相手方(以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項(以下「貸与時本人特定事項」という。の確認(以下「貸与時本人確認」という。を「個人番号カードに記録された署名用電子証明書の送信を受ける方法その他の総務省令で定める方法による本人確認」に改め、同項各号を削り、同条第二項前段中「貸与時本人確認」を「貸与の相手方の本人確認」に改め、同項後段を次のように改める。 この場合において、これらの規定(第三條第二項を除く。中「携帯通信事業者」とあるのは「貸与業者」と読み替えるほか、第三條第二項中「携帯通信事業者は、相手方の本人確認を行う場合において」とあるのは「貸与業者(第十條第一項に規定する貸与業者をいう。以下同じ。は」と、「役務提供契約」とあるのは「貸与契約(同項に規定する貸与契約をいう。以下同じ。を」と、「携帯通信事業者」とあるのは「貸与業者」と、「役務提供契約」とあるのは「貸与契約」と、	「改める。 第八條の見出し中「求め」を「求め等」に改め、同条第一項中「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に、「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に改め、同項第二号中「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に改め、同条第二項中「前項を」と、「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 警察署長は、前項の規定により確認の求めを行うため必要があると認めるときは、電気通信事業者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 第九條第一項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に、「以下」を「第三項において」に改め、同条第三項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に改め、同項後段を次のように改める。 この場合において、同条第二項中「相手方の本人確認」とあるのは「契約者の契約者確認(第九條第一項に規定する契約者確認をいう。以下同じ。を」と、「役務提供契約を締結する」とあるのは「契約者確認に係る事務を行う」と、「役務提供契約の締結」とあるのは「契約者確認に係る事務」と、「当該相手方」とあるのは「当該契約者」と、「本人確認」とあるのは「契約者確認」と、「この条、次条第一項及び第十一條第一号」とあるのは「この条」と、「前項」とあるのは「同条第一項」と、同条第三項中「役務提供契約の締結」とあるのは「契約者確認に係る事務」と、「相手方」とあるのは「契約者」と、「相手方が」とあるのは「契約者が」と、「第一項」とあるのは「第九條第一項」と、「役務提供契約を締結しようとする相手方(以下この条及び第十一條において「相手方」という。）」とあるのは「契約者」と、「次項」とあるのは「第三項において準用する第三條第二項」と、「行わなければならない」とあるのは「行」と、同条第四項中「相手方」とあるのは「契約者」と、「第一項」とあるのは「第九條第一項」と、「及び」とあるのは「この規定及び」と、「以下「契約締結時本人確認」という」とあるのは「同条第一項に規定する総務省令で定める事項の確認を除く」と、「契約締結時本人確認」とあるのは「確認」と読み替えるものとする。 第十條第一項中「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「者(以下」を「者(次項及び次条第六号において」に改め、「契約(以下」の下に「この項において」を、「相手方(以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項(以下「貸与時本人特定事項」という。の確認(以下「貸与時本人確認」という。を「個人番号カードに記録された署名用電子証明書の送信を受ける方法その他の総務省令で定める方法による本人確認」に改め、同項各号を削り、同条第二項前段中「貸与時本人確認」を「貸与の相手方の本人確認」に改め、同項後段を次のように改める。 この場合において、これらの規定(第三條第二項を除く。中「携帯通信事業者」とあるのは「貸与業者」と読み替えるほか、第三條第二項中「携帯通信事業者は、相手方の本人確認を行う場合において」とあるのは「貸与業者(第十條第一項に規定する貸与業者をいう。以下同じ。は」と、「役務提供契約」とあるのは「貸与契約(同項に規定する貸与契約をいう。以下同じ。を」と、「携帯通信事業者」とあるのは「貸与業者」と、「役務提供契約」とあるのは「貸与契約」と、	約の」と、「当該相手方」とあるのは「貸与の相手方(同項に規定する貸与の相手方をいう。以下同じ。）」と、「当該相手方の」とあるのは「当該貸与の相手方の」と、「次条第一項及び第十一條第一号」とあるのは「及び次条第一項」と、「前項」とあるのは「第十條第一項」と、「ならない」とあるのは「第五條第一項に規定する通信可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない」と、同条第三項中「役務提供契約」とあるのは「貸与契約」と、「相手方」とあるのは「貸与の相手方」と、「相手方が」とあるのは「貸与の相手方が」と、「第一項」とあるのは「第十條第一項」と、「この条及び第十一條において「相手方」とあるのは「この項及び次項において「貸与の相手方」と、「次項」とあるのは「次項において準用する第三條第二項」と、「行わなければならない」とあるのは「行わずに」と、「行うとともに」とあるのは「行い、かつ」と、「より」とあるのは「よる」と、同条第四項中「相手方」とあるのは「貸与の相手方」と、「第一項」とあるのは「第十條第一項」と、「及び」とあるのは「この規定及び」と、「契約締結時本人確認」とあるのは「貸与時本人確認」と、第四條第一項中「契約締結時本人確認」とあるのは「貸与時本人確認」と、「速やかに」とあるのは「総務省令で定める期間内に」と、同条第二項中「役務提供契約」とあるのは「貸与契約」と読み替えるものとする。 第十一條の見出し中「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に改め、同条中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に、「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に改め、「電気通信役務の提供」の下に「第六号に掲げる場合にあつては、その超えることとなる部分の数の通信可能端末設備によるものに限る。）」を加え、同条第一号
--	---	--

中「本人確認」を「契約締結時本人確認」に改め、同条第二号中「が譲渡時本人確認を」(第五条第二項において準用する第三条第二項に規定する代表者等をいう。以下この号において同じ。)が譲渡時本人確認に改め、同条第三号中「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に改め、同条第四号中「が第九条第一項の規定による本人特定事項の確認を」(第九条第三項において準用する第三条第二項に規定する代表者等をいう。以下この号において同じ。)が第九条第一項(同条第三項において準用する第三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定及び第九条第三項において準用する第三条第二項の規定による確認(第九条第一項に規定する総務省令で定める事項の確認を除く。)に改め、同条第五号中「又は同条第二項を」(同条第二項において準用する第三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定及び第九条第三項において準用する第三条第二項及び第二項において同じ。)又は前条第二項に、「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に改め、同条に次の一号を加える。 六 相手方又は譲受人等(それぞれ自然人であるものに限る、貸与業者であるものを除く)が同時に利用することができる通信可能端末設備(当該携帯通信事業者との役務提供契約に係るものに限る。)の数が総務省令で定める数を超えることとなる場合 第十二条中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「本人確認又は」を「契約締結時本人確認又は」に改める。 第十三条中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「次条」を「次条第一項」に改める。 第十四条第一項中「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に改める。 第十五条第一項中「携帯音声通信事業者」を「携	帯通信事業者」に、「同条第二項若しくは第三項を」(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二項に改め、「これらの規定を」を削り、「第四条第一項」を「第四条」に改め、「若しくは第二項(第五条第二項及び第六条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「第五条第一項」の下に「(同条第二項において準用する第三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「から第三項まで」を「(第六条第三項において準用する第三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二項」に、「第三項若しくは第五条第一項」を「第五条第一項(第六条第四項において準用する第三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。 第十六条中「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に、「携帯音声通信事業者」を「携帯通信事業者」に、「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。 第十六条の二及び第十六条の三中「携帯音声通信役務」を「携帯通信役務」に改める。 第十九条前段中「隠ぺいする」を「隠蔽する」に、「並びに第九条第三項」を、「第九条第三項並びに第十条第二項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条後段を削る。 第二十条第一項中「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。 第二十一条第一項中「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者も」に改
め、同条第三項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。 第二十二条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「者」を「とき」に改め、同項第二号及び第三号中「貸与時本人確認記録を」(本人確認記録)に、「者」を「とき」に改め、同条第二項中「知って」の下に「その者から」を加え、「通話可能端末設備等」を「通信可能端末設備等」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者も」に改	め、同条第三項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。 第二十三条及び第二十四条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。 第二十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「当該職員の」を削り、「者」を「とき」に改める。 附則第二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。 (経過措置) 第二条 携帯音声通信事業者(携帯通信事業者のうち携帯音声通信役務(携帯通信役務のうち携帯音声通信(携帯通信のうち音声その他の音響を送り、伝え、又は受けるものをいう。)に係るものをいう。以下この条において同じ。)を提供するものをいう。)によりこの法律の施行の日前に第三条第一項の規定に準じ役務提供契約に基づき携帯音声通信役務の提供を受けている者を特定するに足りる事項の確認が行われ、かつ、当該確認に関する記録が作成された場合において、この法律の施行の際現に当該者に対して当該役務提供契約に基づく携帯音声通信役務の提供が行われ、かつ、当該記録が保存されているときは、当該記録を本人確認記録とみなして、第四条第二項の規定を適用する。
令和八年五月十四日 衆議院会議録第十八号	附則第三条から第八条までを削る。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。 (施行時利用者本人確認等) 第二条 携帯通信事業者(この法律による改正後の携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律(以下「新法」という。)第二条第三項に規定する携帯通信事業者をいう。以下同じ。)は、この法律の施行の際現に役務提供契約(同条第六項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。)に基づき携帯データ通信役務(同条第二項に規定する携帯通信役務のうち、携帯音声通信役務(この法律による改正前の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(第二号及び附則第十一条において「旧法」という。)第二条第二項に規定する携帯音声通信役務をいう。第一号において同じ。)以外のものをいう。以下同じ。)の提供を受けている者(次に掲げる者を除く。以下この条及び附則第六条において「施行時利用者」という。)について、総務省令で定める日(第三号において「特定日」という。)までの間に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第一条第七項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書を送信を受ける方法その他の総務省令で定める方法によ

り、本人確認(新法第三条第一項に規定する本人確認をいう。次項及び第三項において同じ。)を行わなければならない。

一 当該役務提供契約に基づき携帯音声通信役務の提供を受けている者

二 この法律の施行の日前に、当該携帯データ通信役務について、携帯通信事業者から旧法第三条第一項(同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。)及び第二項(旧法第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定並びに旧法第五条第一項(同条第二項において準用する旧法第三条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定による確認に相当する確認(当該確認について旧法第四条第一項(旧法第五条第二項において準用する場合を含む。附則第十一条第一項において同じ。))に規定する本人確認記録に相当する記録の作成及び保存がされている場合におけるものに限る。))を受けた者(前号に掲げる者を除く。)

三 特定日までの間に、当該役務提供契約上の地位を他の者(特定日までの間に新法第六条第一項に規定する譲渡時本人確認を受けることとなる者に限る。))に承継させることとなる者及び当該役務提供契約が終了することとなる者(前二号に掲げる者を除く。)

2 携帯通信事業者は、施行時利用者本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために前項の規定による本人確認に係る事務を行うときその他の当該携帯通信事業者との間で現に同項の規定による本人確認に係る事務の任に当たっている自然人が当該施行時利用者と異なるとき(次項に規定する場合を除く。))は、当該施行時利用者の本人確認に加え、当該前項の規定による本人確認に係る事務の任に当たつ

ている自然人(以下この条及び附則第六条において「代表者等」という。))についても同項に規定する方法により本人確認を行うとともに、総務省令で定めるところにより当該代表者等の権限又は地位の確認を行わなければならない。

3 携帯通信事業者との間で現に第一項の規定による本人確認に係る事務の任に当たっている自然人が施行時利用者と異なる場合であつて、当該施行時利用者が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他新法第三条第三項に規定する総務省令で定めるものであるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「について」とあるのは「この代表者等(次項に規定する代表者等をいう。))について」と、「行わなければならない」とあるのは「行うとともに、総務省令で定めるところにより、当該代表者等の権限又は地位の確認を行わなければならない」とする。

4 施行時利用者及び代表者等は、携帯通信事業者が第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第二項の規定による確認(以下「施行時利用者本人確認」という。))を行う場合において、当該携帯通信事業者に対して、当該施行時利用者本人確認に係る事項を偽つてはならない。

第三条 携帯通信事業者は、施行時利用者本人確認を行つたときは、速やかに、総務省令で定める方法により、総務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 携帯通信事業者は、前項の規定により作成した記録を、役務提供契約が終了した日から三年間保存しなければならない。

3 携帯通信事業者は、この法律の施行の際現に役務提供契約に基づき携帯データ通信役務の提供を受けている者について、当該者が前条第一項第二号に該当することを理由に施行時利用者

本人確認を行わなかったときは、当該者に係る同号に規定する記録を、当該役務提供契約が終了した日から三年間保存しなければならない。

表者等が施行時利用者本人確認に応じない場合には、当該施行時利用者又は代表者等がこれに応じるまでの間、携帯データ通信役務の提供その他の役務提供契約に係る新法第五条第一項に規定する通信可能端末設備等により提供される当該携帯データ通信役務以外の電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務の提供を拒むことができる。

2 携帯通信事業者は、前項の規定により施行時利用者本人確認を媒介業者等に行わせることとした場合には、附則第二条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。附則第九条第一項において同じ。))及び第二項の規定にかかわらず、当該施行時利用者本人確認を行うことを要しない。

第七条 総務大臣は、附則第二条から前条までの規定の施行に必要な限度において、携帯通信事業者(媒介業者等を含む。次条第一項において同じ。))に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

3 附則第二条並びに前条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により媒介業者等が施行時利用者本人確認を行う場合について準用する。

第八条 総務大臣は、附則第二条から前条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に携帯通信事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、附則第三条第一項に規定する記録その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

「携帯通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、「現に携帯通信事業者」と、「現に」にあるのは「現に携帯通信事業者から」と、「同条第六項」とあるのは「新法第二条第六項」と、同条第二項から第四項までの規定中「携帯通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、前条第一項中「施行時利用者本人確認」とあるのは「次条第一項の規定により媒介業者等が施行時利用者本人確認」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第五項 携帯通信事業者は、前条第一項の規定により施行時利用者本人確認を媒介業者等に行わせることとした場合には、当該施行時利用者本人確認が確実に行われるよう、総務省令で定めるところにより、当該媒介業者等に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六条 携帯通信事業者は、施行時利用者又は代

第九条 総務大臣は、携帯通信事業者が、施行時利用者本人確認の業務に関して附則第二条第一項若しくは第二項、第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を附則第四条第三項において準用する場合を含む。)、第三条第三項又は第五条の規定に違反していると認めるときは、当該携帯通信事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、媒介業者等が、施行時利用者本

2 総務大臣は、媒介業者等が、施行時利用者本

人確認の業務に関して附則第四条第三項において準用する附則第二条第一項(附則第四条第三項において準用する附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該媒介業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ

第十條 前条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 附則第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 附則第八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 新法第三条第一項に規定する本人特定事項を隠蔽する目的で、附則第二条第四項(附則第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

(本人確認記録等に関する経過措置)
第十一条 旧法第四条第二項(旧法第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保

存されている旧法第四条第一項に規定する本人確認記録は、新法第四条第一項(新法第五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する本人確認記録とみなして、新法第四条第二項(新法第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

2 旧法第十条第二項において準用する旧法第四条第二項の規定により保存されている旧法第十条第二項において準用する旧法第四条第一項に規定する貸与時本人確認記録は、新法第四条第一項に規定する本人確認記録とみなして、新法第十条第二項において準用する新法第四条第二項の規定及び新法第二十二条第一項第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理 由

近年、携帯通信端末向けの電気通信役務の不正な利用が多様化・巧妙化していることに鑑み、当該電気通信役務を提供する事業者が契約締結時の本人確認等を行うべき役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加するとともに、特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合に当該電気通信役務を提供する事業者が役務の提供を拒むことを可能にする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年、携帯通信端末向けの電気通信役務の不正な利用が多様化・巧妙化していることに鑑み、当該電気通信役務を提供する事業者が契約締結時の本人確認等を行うべき役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加するとともに、特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合に当該電気通信役務を提供する事業者が役務の提供を拒むことを可能にする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 役務提供契約の締結時の本人確認等の対象となる電気通信役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加することとし、これに伴い、題名を「携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に改めること。

2 携帯通信事業者が本邦内に住居を有しない外国人と役務提供契約を締結する場合に、住居に代わる事項の確認による本人確認に関する規定を整備すること。

3 携帯通信事業者に対して、役務提供契約の締結の相手方と役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が異なる場合に、当該自然人の権限又は地位の確認を行うことを義務付けること。

4 警察署長が、一定の罪に当たる行為に利用された携帯通信役務に係る契約者の本人確認等を携帯通信事業者に求めることができる制度において、その求めのために必要があると

認めるときは、関係する電気通信事業者に照会して必要な事項の報告を求めることを可能とすること。

5 特定の個人が同時に利用することができる通信可能端末設備の数が一定数を超えることとなる場合には、携帯通信事業者がその超えることとなる部分についての電気通信役務の提供を拒否することを可能とすること。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

近年、携帯通信端末向けの電気通信役務の不正な利用が多様化・巧妙化していることに鑑み、当該電気通信役務を提供する事業者が契約締結時の本人確認等を行うべき役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加するとともに、特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合に当該電気通信役務を提供する事業者が役務の提供を拒むことを可能にする等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和八年五月十二日

衆議院議長 森 英介殿 総務委員長 古川 康

(別紙)
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 総務省令を定めるに当たっては、本人確認等に際して携帯通信事業者に課されることとなる負担、とりわけ改正附則第二条に規定する施行時利用者の本人確認等に係る負担が過剰なものとならないよう、事業者等関係者の意見を十分に聴取すること。

二 本法の対象となっていない、SNSアカウン
ト開設時の本人確認等についても、技術の発展
や社会情勢の変化に機動的に対応し、必要な施
策を速やかに講ずることに努めること。

三 法人の契約締結等を行う契約担当者等の権限
又は地位の確認方法を総務省令で定めるに当
たっては、その方法が実効性を担保するものと
なるよう、十分に検討を行うこと。

四 特殊詐欺の被害を食い止め、国民の財産を守
るため、各省庁等は、「国民を詐欺から守るた
めの総合対策二・〇」等に基づき、地方公共団
体、民間事業者、外国当局や国際機関等国際社
会とも連携・協力しながら、各種施策を一層強
力に推進すること。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法
律案

右
国会に提出する。

令和八年三月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する
法律

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第
二百二十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六十九条の五」を「第六十九条の六」
に、「第六十九条の六」を「第六十九条の七」に改め
る。

第十七条中「を確認した」を「の確認をした」に改
め、同条第一号中「支払等」の下に「(同項の規定に
より許可を受ける義務が課された支払等にあつて
は、同条第一項若しくは第二項若しくは第二十一
条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定
に基づく命令の規定の確実な実施を図るために許
可を受ける義務が課されたもの以外のものとして
政令で定める支払等を除く。)」を加え、同条第二
号中「資本取引」の下に「(以下この号において「資
本取引」という。)」を、「支払等」の下に「(銀行等が
当該確認をしなくても当該義務の履行が確保され
るよう必要な態勢が整備されている者が行う資本
取引に係るものとして政令で定める支払等を除
く。)」を加える。

第二十条中「該当する行為」の下に「(同項第九号
及び第十号に掲げる行為並びに同項第十一号に掲
げる行為のうち同項第九号及び第十号に掲げる行
為に準ずるものとして政令で定める行為を除
く。)」を加える。

第二十六条第一項第四号中「この号及び次条第
十三項において」を削り、同項第五号中「この号」
の下に「及び次項第十号」を加え、同条第二項第一
号中「この条において」を削り、同項第三号中「株
式の数」を「所有等株式(自己が所有する株式及び
投資一任契約その他の契約に基づき他のものから
委任を受けて政令で定める要件を満たす株式の運
用又はその指図をする場合におけるその対象とな
る株式をいう。以下この条及び第二十九条第九項
において同じ。)」の数及び「に、」(株式の数並びに当
該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者が
投資一任契約その他の契約に基づき他のものから
委任を受けて株式の運用(その指図をすることを含
み、政令で定める要件を満たすものに限る。))を
する場合におけるその対象となる当該上場会社等
の株式の数を合計した株式の数(これらの株式に

重複するものがある場合には、当該重複する数を
控除した純計によるもの)を「所有等株式の数を合
計した純株式数(その数を合計する株式に重複す
るものがある場合には、当該重複する数を控除し
た純計による株式の合計の数をいう。第九号口及
び第十号口において同じ。)」に改め、同項第四号中
「この号及び次号」を「この条及び第二十九条第九
項に、「議決権のうち」を「その数を合計する議決
権に」、「もの。同号」を「議決権の合計の数をい
う。以下この項に改め、同項第九号を同項第十
一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。
九 外国法令に基づいて設立された法人その他
の団体の議決権(外国の法令に基づく権利で
あつて前項第三号に規定する議決権に相当す
るものをいう。以下この号及び次号において
同じ。)」の取得であつて、当該取得をしたもの
が直接に保有する次のいずれかに該当する直
接保有法人等の議決権(当該取得をしたものが
当該直接保有法人等の事業活動を支配する
目的を有する場合にあつては、投資一任契約
その他の契約に基づき当該取得をしたものが
行使することができると議決権として政令で定
めるものを含む。の)の数と、当該取得をしたも
のによりその議決権の総数の百分の五十以上
に相当する議決権の数を直接に保有されてい
る法人その他の当該取得をしたものと株式の
所有関係等に基づく永続的な経済関係を有す
るものとして政令で定めるものが直接に保有
する当該直接保有法人等の議決権(当該取得
をしたものが当該直接保有法人等の事業活動
を支配する目的を有する場合にあつては、投
資一任契約その他の契約に基づき当該政令で
定めるものが行使することができると議決権と
して政令で定めるものを含む。の)の数とを合計
した議決権の数(その数を合計する議決権に

重複するものがある場合には、当該重複する
数を控除した純計による議決権の合計の数)
の当該直接保有法人等の議決権の総数に占め
る割合が、新たに百分の五十以上となるもの
イ 会社(上場会社等を除く。の)株式又は持
分を所有している直接保有法人等
ロ 当該取得をしたもの及びその密接関係者
が所有する上場会社等の所有等株式の数並
びに当該上場会社等の所有等株式を所有し
ている直接保有法人等及びその密接関係者
が所有する当該上場会社等の所有等株式の
数を合計した純株式数の当該上場会社等の
発行済株式の総数に占める割合が百分の一
を下らない率で政令で定める率以上となる
場合における当該直接保有法人等

ハ 当該取得をしたもの及びその密接関係者
が保有する上場会社等の保有等議決権の数
並びに当該上場会社等の保有等議決権を保
有している直接保有法人等及びその密接関
係者が保有する当該上場会社等の保有等議
決権の数を合計した純議決権数の当該上場
会社等の総議決権に占める割合が百分の一
を下らない率で政令で定める率以上となる
場合における当該直接保有法人等

十 次のいずれかに該当する直接保有法人等又
は当該直接保有法人等の議決権の総数の百分
の五十以上に相当する議決権の数を直接に保
有している法人その他の直接保有法人等と株
式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を
有するものとして政令で定める外国法令に基
づいて設立された法人その他の団体の役員の
選任に係る議決権の行使であつて、当該選任
により、当該行使をしたもの及び当該行使を
したものの役員その他の関係者として政令で
定める者が新たに当該選任に係る法人その他

の団体の役員又は役員で代表する権限を有するものの過半数を占めることとなるものイ 会社(上場会社等を除く。)の株式又は持分を所有している直接保有法人等 ロ 当該行使をしたもの及びその密接関係者が所有する上場会社等の所有等株式の数並びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接保有法人等及びその密接関係者が所有する当該上場会社等の所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等 ハ 当該行使をしたもの及びその密接関係者が保有する上場会社等の保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及びその密接関係者が保有する当該上場会社等の保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等 第二十六条第四項中「まで」を「まで、第九号ロ及びハ並びに第十号ロ及びハ」に、「又は同意者」を「、同意者、第二項第九号に規定する取得をしたもの、同項第十号に規定する行使をしたもの又は直接保有法人等」に改め、同条に次の一項を加える。 5 第二項第九号及び第十号並びに前項に規定する直接保有法人等とは、会社(上場会社等を除く。)の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として当該株式若しくは	持分又は当該所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する場合は、当該特定組合類似団体)をいう。 第二十七条第一項中「以下この条、第二十八条、第二十九条第一項から第四項まで及び第五十五条の五において」を「次条、第二十八条の二及び第二十九条第七項を除き、以下」に、「以下この条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五、第六十九条の二第二項及び第七十条第一項において」を「次条、第二十九条第七項、第二十九条の二及び第六十九条の四を除き、以下」に、「事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項」を「次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては当該外国投資家が行おうとする対内直接投資等が前条第二項各号に掲げる行為のうち当該行為に係る金額を算定することができるものとして政令で定める行為に該当する場合に、第四号に掲げる事項にあつては当該外国投資家が同号に規定する国の安全等に係る措置を講ずる場合に限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。 一 次のイからホまでに掲げる対内直接投資等の区分に応じ、当該イからホまでに定める事業の目的 イ 前条第二項第一号から第五号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為(同項第一号から第五号までに掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このイにおいて同じ。) 同項第一号から第五号までに規定する会社(上場会社等を除く。)(又は上場会社等(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これらに相当するもの)の事業 ロ 前条第二項第六号に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為(同項第六号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このロにおいて同じ。)	為に限る。以下このロにおいて同じ。) 同項第六号に規定する支店等(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これに相当するもの)の事業 ハ 前条第二項第七号に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為(同項第七号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このハにおいて同じ。) 同項第七号に規定する本邦に主たる事務所を有する法人(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これに相当するもの)の事業 二 前条第二項第八号に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為(同項第八号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下この二において同じ。) 同項第八号に規定する事業の承継(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これに相当するもの)により承継する事業 ホ 前条第二項第九号及び第十号に掲げる行為並びに同項第十一号に掲げる行為(同項第九号及び第十号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このホにおいて同じ。) 同項第九号イからハまで又は第十号イからハまでに規定する会社(上場会社等を除く。)(又は上場会社等(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これらに相当するもの)の事業 二 当該対内直接投資等の金額 三 当該対内直接投資等の実行の時期 四 当該外国投資家による当該対内直接投資等に係る会社の経営への関与の制限その他の当該対内直接投資等が第三項第一号イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれをなくするための措置(以下「国の安全等に係る措置」という。)	五 その他政令で定める事項 第二十七条第二項中「まで」を「までの期間」に改め、同項ただし書中「その事業目的」を「同項第一号に規定する事業の目的」に改め、同条第三項中「ときは」を「ときは、政令で定めるところにより」「又は」を「、国の安全等に係る措置に関する修正(当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る修正の届出を財務大臣及び事業所管大臣にすることをいう。以下同じ。)(又は当該対内直接投資等の)」に改め、同項ただし書中「又は中止」を「、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止」に、「当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間」を「第三項若しくは次項又は第二十七条の三第二項の規定により延長された禁止期間」に改め、同条第六項中「第三項に規定する四月の期間」を「第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間(第二十七条の三第二項の規定により当該期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日までの期間)」に、「同項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月を禁止期間は、第三項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による届出が受理された日から起算して五月を経過する日までの期間(同条第二項の規定により第一項の規
--	---	---	--

定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日の翌日から起算して一月を経過する日までの期間」に改め、同条第八項中「対内直接投資等」の下に「又は国の安全等に係る措置に関する修正」を加え、同条第九項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は第二十七条の三第二項」に、「当該対内直接投資等に係る届出を行った日から起算して四月（同項の規定により延長された場合にあつては、五月）を経過しなくても」を「これらの規定により延長された禁止期間の満了前であつても」に改め、同条第十項本文中「又は中止」を「国の安全等に係る措置に関する修正又は当該対内直接投資等の中止」に改め、同項ただし書中「又は中止」を「国の安全等に係る措置に関する修正又は当該禁止期間の中止」に改め、同項ただし書中「又は中止」を「第三項又は第六項の規定により延長された期間」を「第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により延長された禁止期間」に改め、同条第十一項中「変更」を「変更若しくは国の安全等に係る措置に関する修正」に改め、同条第十二項中「ほか、」の下に「これらの規定による」を加え、「又は中止の勧告」を「国の安全等に係る措置に関する修正又は対内直接投資等の中止の勧告及び命令」に、「に關し」を「及び命令に關し」に改め、同条第十三項中「及び第二十九条第一項から第四項まで」を「第二十七条の三、第二十七条の四並びに第二十九条第一項から第六項まで及び第九項」に改め、同条第十四項中「外国投資家のために当該外国投資家」を「前条第一項各号に掲げるもの（以下「非居住者等」という。）のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「及び第二十九条第一項から第四項まで」を「第二十七条の三、第二十七条の四並びに第二	十九条第一項から第六項まで及び第九項」に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該非居住者等の計算において行われるもの 二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基つき行われるもの（政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。） 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。） 第二十七条の二第一項中「及び第九号（第一号）を」に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為（同項第一号に、「に限る。」に掲げる行為）として政令で定める行為に限る。」に、「第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第五項中「第三項」を「これら」に、「の手続その他当該勧告」を「及び命令の手続その他これらの勧告及び命令」に改め、同条第六項中「第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第七項中「外国投資家のために当該外国投資家」を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該非居住者等の計算において行われるもの 二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基つき行われるもの（政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。） 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限る、	前二号に掲げるものを除く。） 第二十七条の二の次に次の二条を加える。 （禁止期間中の国の安全等に係る措置に関する自発的な修正の届出） 第二十七条の三 第二十七条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間（禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間）において、当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることができる。 2 前項の規定による届出があつた場合において、禁止期間（禁止期間が第二十七条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間）の満了する日が前項の規定による届出が受理された日から起算して十四日を経過する日より前であるときは、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、禁止期間は、当該十四日を経過する日までの期間とする。 （禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出） 第二十七条の四 第二十七条第一項の規定による届出をした外国投資家は、第二十九条第八項に規定する禁止期間の満了後に当該届出に係る第二十七条第一項第四号に掲げる事項（同条第五項（次項において準用する場合を含む。）の勧告に従い、若しくは同条第十項（次項において準用する場合を含む。）の命令に基づき、若しくは前条第一項（次項において準用する場合を含む。）の規定により、又はこの項の規定により、	修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの」に係る変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。 2 第二十七条第二項から第十四項まで及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第二十七条第二項中「対内直接投資等」とあるのは「前項第四号に掲げる事項に係る変更」と、同条第三項中「次に」とあるのは「第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更によつて、次に」と、同条第五項中「対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更」とあるのは「対し」と、「当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る」と、同条第九項中「対内直接投資等」とあるのは「第一項第四号に掲げる事項に係る」と、同条第十項中「対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更」とあるのは「対し」と、同条第十一項中「対内直接投資等に係る内容の変更若しくは国の安全等に係る措置に関する修
--	--	---	---

正」とあるのは「国の安全等に係る措置に関する修正」と、同条第十二項中「よる対内直接投資等に係る内容の変更」とあるのは「よる」と、「対内直接投資等」とあるのは「第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更」と、前条第一項中「当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「次条第一項の規定による変更の届出に係る第二十七条第一項第四号に掲げる事項に係る変更について」と、「当該修正」とあるのは「当該変更の修正」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第二十八条第一項中「以下」を「第二十九条の二及び第六十九条の四を除き、以下」に、「事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項」を「次に掲げる事項(第四号に掲げる事項にあつては、当該外国投資家が同号に規定する国の安全に係る措置を講ずる場合に限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。 一 第二十六条第三項に規定する会社の事業の目的 二 当該特定取得の金額 三 当該特定取得の実行の時期 四 当該外国投資家による当該特定取得に係る会社の経営への関与の制限その他の当該特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれをなくするための措置(以下「国の安全に係る措置」という。) 五 その他政令で定める事項 第二十八条第二項中「まで」を「までの期間」に改め、同項ただし書中「その事業目的」を「同項第一号に規定する事業の目的」に改め、同条第三項中「ときは」を「ときは、政令で定めるところにより」に、「特定取得を行つてはならない期間」を「前項本文に規定する期間(以下この条及び第二十八条	の三において「禁止期間」という。)」に、「四月間」を「四月を経過する日までの間」に改め、同条第四項中「特定取得を行つてはならない期間」を「禁止期間」に、「延長された期間」を「延長された禁止期間」に改め、同条第五項本文「特定取得を行つてはならない期間」を「禁止期間」に改め、「」を削り、「又はを」、国の安全に係る措置に関する修正当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る修正の届出を財務大臣及び事業所管大臣にすることをいう。以下同じ。) 又は当該特定取得の」に改め、同項ただし書中「又は中止」を、「国の安全に係る措置に関する修正又は当該中止」に、「当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間」を「第三項若しくは次項又は第二十八条の三第二項の規定により延長された禁止期間」に改め、同条第六項中「第三項に規定する四月の期間」を「第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間(第二十八条の三第二項の規定により当該期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日までの期間)」に、「同項に規定する特定取得を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月」を「禁止期間は、第三項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による届出が受理された日から起算して五月を経過する日までの期間(同条第二項の規定により第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日の翌日から起算して一月を経過する日までの期間)」に改め、同条第七項中「において」の下に、「同条第八項中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「第二十八条第五項に規定する国の安全に係る措置に関する修正(以下この	条において「国の安全に係る措置に関する修正」という。)」と、同条第十項から第十二項までの規定中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と読み替えるものとするほかを「加え、同条第八項中「及び第二十九条第一項から第四項」を「第二十八条の三、第二十八条の四及び第二十九条第一項から第六項」に改め、同条第九項中「外国投資家のために当該外国投資家を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もの」のうち次に掲げるもの」に、「次条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該非居住者等の計算において行われるもの	条において「国の安全に係る措置に関する修正」という。)」と、同条第十項から第十二項までの規定中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と読み替えるものとするほかを「加え、同条第八項中「及び第二十九条第一項から第四項」を「第二十八条の三、第二十八条の四及び第二十九条第一項から第六項」に改め、同条第九項中「外国投資家のために当該外国投資家を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もの」のうち次に掲げるもの」に、「及び第二十九条第一項から第四項」を「第二十八条の三、第二十八条の四及び第二十九条第一項から第六項」に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該非居住者等の計算において行われるもの 二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基つき行われるもの(政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。) 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。) 第二十八条の二第五項中「第三項」を「これら」に、「の手続その他当該勧告」を「及び命令の手続その他これらの勧告及び命令」に改め、同条第六項中「次条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第七項中「外国投資家のために当該外国投資家を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もの」のうち次に掲げるもの」に、「次条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該非居住者等の計算において行われるもの	二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基つき行われるもの(政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。) 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。) 第二十八条の二の次に次の二条を加える。 第二十八条の三 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間 禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間において、当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることができる。 2 前項の規定による届出があつた場合において、禁止期間(禁止期間が第二十八条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間)の満了する日が前項の規定による届出が受理された日から起算して十四日を経過する日より前であるときは、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、禁止期間は、当該十四日を経過する日までの期間とする。 (禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出) 第二十八条の四 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、次条第八項に規定す	二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基つき行われるもの(政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。) 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。) 第二十八条の二の次に次の二条を加える。 第二十八条の三 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間 禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間において、当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることができる。 2 前項の規定による届出があつた場合において、禁止期間(禁止期間が第二十八条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間)の満了する日が前項の規定による届出が受理された日から起算して十四日を経過する日より前であるときは、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、禁止期間は、当該十四日を経過する日までの期間とする。 (禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出) 第二十八条の四 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、次条第八項に規定す	二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基つき行われるもの(政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。) 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。) 第二十八条の二の次に次の二条を加える。 第二十八条の三 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間 禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間において、当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることができる。 2 前項の規定による届出があつた場合において、禁止期間(禁止期間が第二十八条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間)の満了する日が前項の規定による届出が受理された日から起算して十四日を経過する日より前であるときは、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、禁止期間は、当該十四日を経過する日までの期間とする。 (禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出) 第二十八条の四 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、次条第八項に規定す	二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基つき行われるもの(政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。) 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。) 第二十八条の二の次に次の二条を加える。 第二十八条の三 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間 禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間において、当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることができる。 2 前項の規定による届出があつた場合において、禁止期間(禁止期間が第二十八条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間)の満了する日が前項の規定による届出が受理された日から起算して十四日を経過する日より前であるときは、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、禁止期間は、当該十四日を経過する日までの期間とする。 (禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出) 第二十八条の四 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、次条第八項に規定す
---	---	--	--	--	--	--	--

る禁止期間の満了後に当該届出に係る第二十八
条第一項第四号に掲げる事項(同条第五項(次項
において準用する場合を含む。))の勧告に従い、
若しくは同条第七項(次項において準用する場
合を含む。))において準用する第二十七条第十
項の命令に基づき、若しくは前条第一項(次項に
おいて準用する場合を含む。))の規定により、又
はこの項の規定により、修正又は変更の届出が
された場合には、これらの修正又は変更後のも
の(に)に係る変更をしようとするときは、政令で
定めるところにより、あらかじめ、当該変更を
財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければな
らない。

事項に係る変更について」と、「当該修正」とあ
るのは「当該変更の修正」と読み替えるものとす
るほか、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

第二十九条第一項に次の一号を加える。

三 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の
規定による届出をした外国投資家が、第二十
七条第一項の規定による届出に係る同項第四
号に掲げる事項(同条第五項(第二十七条の四
第二項において準用する場合を含む。))の勧告
に従い、若しくは第二十七条第十項(第二十
七条の四第二項において準用する場合を含む。
む。))の命令に基づき、若しくは第二十七条の
三第一項(第二十七条の四第二項において準
用する場合を含む。))の規定により、又は第二
十七条の四第一項の規定により、当該事項に
係る修正又は変更の届出がされた場合には、
これらの修正又は変更後のもの(に)に係る国の
安全等に係る措置又は第二十八条第一項の規
定による届出に係る同項第四号に掲げる事項
(同条第五項(前条第二項において準用する場
合を含む。))の勧告に従い、若しくは第二十八
条第七項(前条第二項において準用する場合
を含む。))において準用する第二十七条第十項
の命令に基づき、若しくは第二十八条の第三
一項(前条第二項において準用する場合を含む。
む。))の規定により、又は前条第一項の規定に
より、当該事項に係る修正又は変更の届出が
された場合には、これらの修正又は変更後のも
の(に)に係る国の安全に係る措置を講じてい
ない場合

は同条第六項若しくは第二十七条の三第二項の規
定により延長され、又は第二十七条第二項たし
書に、「第二十八条第二項本文に規定する期間
(同条第三項若しくは第六項の規定により延長さ
れ、又は同条第二項ただし書を「第二十八条第三
項に規定する禁止期間(同項若しくは同条第六項
若しくは第二十八条の三第二項の規定により延長
され、又は第二十八条第二項ただし書を「改め、
同項を同条第八項とし、同条第五項中「前条第一
項」を「第二十八条の二第一項」に、「前条第四項」
を「第二十八条の二第四項」に改め、同項を同条第
七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
5 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第
一項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一
項又は前条第一項の規定による届出をした外国
投資家が、第二十七条第七項(第二十七条の四
第二項又は第二十八条第七項(前条第二項にお
いて準用する場合を含む。))において準用する場
合を含む。))の規定により応諾する旨の通知をし
た国の安全等に係る措置に関する修正若しくは
国の安全に係る措置に関する修正の勧告に従わ
ず、又は第二十七条第十項(第二十七条の四第
二項又は第二十八条第七項(前条第二項におい
て準用する場合を含む。))において準用する場合
を含む。))の規定による国の安全等に係る措置に
関する修正若しくは国の安全に係る措置に関す
る修正の命令に違反した場合には、当該外国投
資家に対し、政令で定めるところにより、当該
届出に係る対内直接投資等又は特定取得により
取得した株式又は持分の全部又は一部の処分そ
の他必要な措置を命ずることができる。

いて準用する第二十八条第七項において準用す
る場合を含む。))の規定により応諾する旨の通知
をしたこれらの届出に係る変更の中止の勧告に
従わず、又は第二十七条の四第二項において準
用する第二十七条第十項(前条第二項において
準用する第二十八条第七項において準用する場
合を含む。))の規定によるこれらの届出に係る変
更の中止の命令に違反した場合には、当該外国
投資家に対し、政令で定めるところにより、当
該届出に係る対内直接投資等又は特定取得によ
り取得した株式又は持分の全部又は一部の処分
その他必要な措置を命ずることができる。
第二十九条に次の一項を加える。

9 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項及び第
三項から第六項までに規定する場合において、
対内直接投資等(第二十六条第二項第九号若し
くは第十号に掲げる行為又は同項第十一号に掲
げる行為(同項第九号及び第十号に掲げる行為
に準ずるものとして政令で定める行為に限る。))
に限る。))に係る同条第五項に規定する直接保有
法人等による会社(上場会社等を除く。以下こ
の項において同じ。))の株式若しくは持分又は上
場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権の
所有又は保有により、第二十七条第三項第一号
イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそ
れが現に生じており、当該対内直接投資等を行
った外国投資家に対する命令によつては、当該
おそれをなくすることが著しく困難であるとき
は、当該直接保有法人等に対し、政令で定める
ところにより、当該直接保有法人等が所有し、
又は保有する会社の株式若しくは持分又は上場
会社等の所有等株式若しくは保有等議決権の全
部又は一部の処分その他必要な措置を命ずるこ
とができる。この場合において、当該直接保有
法人等が特定組合類似団体であるときは、当該

2 第二十八条第二項から第九項まで及び前条の
規定は、前項の規定による変更の届出について
準用する。この場合において、第二十八条第二
項中「特定取得を」とあるのは「前項第四号に掲
げる事項に係る変更を」と、同条第三項中「国の
安全を」とあるのは、「第二十八条の四第一項の
規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事
項に係る変更によつて、国の安全を」と、同条
第五項中「対し、当該特定取得に係る内容の変
更」とあるのは「対し」と、「当該届出に係る同項
第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「第二十
八条の四第一項の規定による届出に係る第一項
第四号に掲げる事項に係る変更の」と、「当該特
定取得の中止」とあるのは「同条第一項の規定に
よる届出に係る同号に掲げる事項に係る変更の
中止」と、同項ただし書中「ただし、当該変更」
とあるのは「ただし」と、同条第七項中「第二十
七条第七項」とあるのは「前条第二項において準
用する第二十七条第七項」と、前条第一項中「当
該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に
係る」とあるのは「次条第一項の規定による変更
の届出に係る第二十八条第一項第四号に掲げる

第二十九条第六項中「第二十七条第二項本文に
規定する期間(同条第三項若しくは第六項の規定
により延長され、又は同条第二項ただし書を「第
二七

6 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条の
四第一項又は前条第一項の規定による届出をし
た外国投資家が、第二十七条の四第二項におい
て準用する第二十七条第七項(前条第二項にお

て準用する第二十七条第七項(前条第二項にお

特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として所有し、又は保有する財産又は権利については、当該特定組合類似団体が所有し、又は保有するものとみなす。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(報告の徴収等)

第二十九条の二 財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が行った対内直接投資等(第二十七条第一項に規定する対内直接投資等をいい、第二十六条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号に掲げる行為又は同項第十一号に掲げる行為(同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。))に該当するものに限り、当該対内直接投資等を行うに当たつて第二十七条第一項の規定により届け出た、若しくは届け出るべきであつたもの又は第二十七条の二第一項の規定により届出をすることを要しなかつたものを除く。以下この条において同じ。又は特定取得(第二十八条第一項に規定する特定取得をいい、当該特定取得を行うに当たつて同項の規定により届け出た、若しくは届け出るべきであつたもの又は第二十八条の二第一項の規定により届出をすることを要しなかつたものを除く。以下この条において同じ。)であつて、将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係る対内直接投資等(国の安全等に係る対内直接投資等のうち第二十七条第三項第一号に掲げる事態(国の安全を損なう事態に限る。))を生ずるおそれ大きいものをいう。以下この条及び第六十九条の四第三号において同じ。又は国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれ大きいものとして政令で定める対内直接投資等又は特定取得に該当するものについて、特に必要があると認めるときは、政令で定

めるところにより、当該外国投資家に対し、当該対内直接投資等又は特定取得について、第二十七条第一項第一号又は第二十八条第一項第一号に規定する事業の目的、その所有する当該対内直接投資等又は特定取得に係る株式の数その他の政令で定める事項の報告を求めることができる。

2 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該報告をしたものに対し、当該報告に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他の必要な措置を勧告することができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による報告の求めに対し、外国投資家が正当な理由なく当該求めに応じない場合又は虚偽の報告をした場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該外国投資家に対し、当該求めに係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他の必要な措置を勧告することができる。

4 前二項の勧告を受けたものは、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、財務大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

5 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る措置をとらなければならない。

6 第二項又は第三項の規定による勧告を受けたものが、第四項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該

勧告を受けたものに対し、当該勧告に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他の必要な措置を命ずることができる。

7 財務大臣及び事業所管大臣は、国際情勢の変化その他の事由により、第一項の規定による報告の求めに係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当しなくなつたと認めるとき、又は該当しないことが明らかになつたと認めるときは、第四項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は前項の規定による命令を受けたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、これらの規定による対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他の必要な措置の勧告及び命令の手続その他これらの勧告及び命令に関し必要な事項は、政令で定める。

9 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定により外国投資家に報告を求めた場合において、その求めに係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれ著しく大きい場合緊急に措置をとる必要があると認めるときは、第二項から前項までの規定にかかわらず、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、当該外国投資家に対し、新たに対内直接投資等又は特定取得を行わないことその他の国の安全を損なう事態の発生を防止するために必要な措置として政令で定める措置をとるべきことを命ずることができる。

10 財務大臣及び事業所管大臣は、国際情勢の変化その他の事由により、前項の規定により命じ

た措置をとる必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、同項の規定による命令を受けたものに対し、当該命令の全部又は一部を取り消すことができる。

11 第一項の規定により対内直接投資等又は特定取得について報告を求めることができる期間には、当該対内直接投資等又は特定取得が行われた日から起算して五年を経過する日までとする。

12 特定組合等が行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前各項の規定を適用する。

13 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む。)が非居住者等のために当該非居住者等の名義によらないで行う対内直接投資等又は特定取得に相当するもののうち次に掲げるものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、第一項から第十一項までの規定を適用する。

一 当該非居住者等の計算において行われるものの
二 契約又は外国の法令その他これに類するものにに基づき行われるもの(政令で定めるもの
に限り、前号に掲げるものを除く。)

三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるものに限り、前二号に掲げるものを除く。)

第五十五条の五第三項中「外国投資家のために当該外国投資家を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もの」のうち次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該非居住者等の計算において行われるもの 二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの（政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。） 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。） 第六十九条の三第一項第四号中「第二十七条第三項」の下に「（第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）を加え、」又は第二十八条の二第三項を「（第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条の二第三項又は第二十九条の二第一項、第二項若しくは第九項」に改め、同条第二項中「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「同号に定める大臣に、意見を」それぞれ第六号及び第七号に定める大臣に、意見」に改め、同項第五号中「第二十七条第三項」の下に「（第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）を加え、同項第六号中「第二十八条第三項」の下に「（第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）を加え、同項に次の一号を加える。 七 第二十九条の二第一項、第二項又は第九項 財務大臣及び事業所管大臣 第六十九条の七を第六十九条の八とし、第六十九条の六を第六十九条の七とし、第八章中第六十九条の五を第六十九条の六とし、第六十九条の四を第六十九条の五とし、第六十九条の三の次に次の一条を加える。 第六十九条の四 財務大臣及び事業所管大臣は、次の各号に掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該対内直接投資等又は特定取	得が当該各号に定めるものに該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣、外務大臣その他の関係行政機関の長の意見を求めなければならない。 一 第二十七条第三項（第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査をする第二十七条第一項に規定する対内直接投資等 国の安全等に係る対内直接投資等 二 第二十八条第三項（第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査をする第二十八条第一項に規定する特定取得 国の安全に係る特定取得 三 第二十九条の二第一項の規定による報告の求めに係る同項に規定する対内直接投資等又は同項に規定する特定取得 国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得 第七十条第一項第二十三号中「第二十九条第六項を」第二十九条第八項」に改め、同項第二十五号中「又は中止を」、国の安全等に係る措置に関する修正（第二十八条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による場合にあつては、国の安全に係る措置に関する修正又は中止」に改め、同項第三十六号を同項第四十二号とし、同項第二十七号から第三十五号までを六号ずつ繰り下げ、同項第二十六号中「第四項」を「第六項」に、「又は第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に、「とき。」を「とき、又は第二十九条第九項 第二十七条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。」の規定による命令に違反したとき。」に改め、同号を同項第二十八号とし、同号の次に次の四号を加える。 二十九 第二十九条の二第一項（同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は	虚偽の報告をしたとき。 三十 第二十九条の二第五項（同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反したとき。 三十一 第二十九条の二第六項（同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。 三十二 第二十九条の二第九項（同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。 第七十条第一項第二十五号の次に次の二号を加える。 二十六 第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第八項（第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条の四第二項において読み替えて準用する第二十八条第七項（第二十八条の四第二項において準用する第二十八条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第八項の規定に違反したとき。 二十七 第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十項（第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条の四第二項において読み替えて準用する第二十八条第七項において準用する第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十項の規定による国の安全等に係る措置に関する修正若しくは国の安全	に係る措置に関する修正又は変更の中止の命令に違反したとき。 第七十二条第一項中「並びに」を「、第二十九条の二第十三項並びに」に改め、同項第一号中「第六十九条の六第二項」を「第六十九条の七第二項」に改め、同項第二号中「第六十九条の六第一項」を「第六十九条の七第一項」に改め、同項第三号中「第六十九条の七」を「第六十九条の八」に改め、同条第二項中「第六十九条の六又は第六十九条の七」を「第六十九条の七又は第六十九条の八」に改め、同条第三項中「並びに」を「、第二十九条の二第十三項並びに」に改める。 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第六十九条の七を第六十九条の八とし、第六十九条の六を第六十九条の七とし、第八章中第六十九条の五を第六十九条の六とし、第六十九条の四を第六十九条の五とし、第六十九条の三の次に一条を加える改正規定（第六十九条の四第三号に係る部分を除く。）、及び第七十二条の改正規定（同条第一項第一号から第三号まで及び第二項に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定、附則第五条中動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十二条第一項第六号の改正規定（第七十条第一項第三十六号を「第七十条第一項第四十二号」に改める部分を除く。）並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。 （銀行等の確認義務等に関する経過措置） 第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの法律による改正前の外国為替及び外国貿易法（次条第八項において「旧法」
--	---	---	--

という。第十七条(外国為替及び外国貿易法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反する為替取引(同項において準用する場合にあつては、外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等)に係る外国為替及び外国貿易法第十七条の二第二項(同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令又は同法第十七条の二第二項(同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく業務の停止若しくは業務の内容の制限の処分については、なお従前の例による。

2 外国為替及び外国貿易法第十七条の二第二項(同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に基づく業務の停止又は業務の内容の制限の処分に違反して施行日前にした行為並びに施行日前に行われた同法第十七条の二第二項の規定に基づく業務の停止又は業務の内容の制限の処分及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる業務の停止又は業務の内容の制限の処分に違反して施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(対内直接投資等に関する経過措置)
第三条 この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法(以下「新法」という。)第二十六条第二項第九号及び第十号の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日(次項から第五項までにおいて「適用日」という。)以後に行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等(次項、第三項及び第五項において「対内直接投資等」という。)について適用する。

2 新法第二十七条(第十三項及び第十四項を除く。)及び第二十八条(第八項及び第九項を除く。)

く。並びに第二十九条の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得(以下第五項までにおいて「特定取得」という。)について適用し、適用日前に行つた対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

3 新法第二十七条第十三項及び第十四項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについて適用し、適用日前に行つた対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

4 新法第二十七条の二第七項及び第二十八条の二第七項の規定は、適用日以後に行う新法第二十七条の二第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについて適用し、適用日前に行つた同項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

5 新法第二十七条の三、第二十七条の四、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等に係る新法第二十七条第一項の規定による届出又は適用日以後に行う特定取得に係る新法第二十八条第一項の規定による届出について適用する。

6 新法第二十九条の二(第十二項及び第十三項を除く。)の規定は、施行日以後に行う同条第一項に規定する対内直接投資等又は同項に規定する特定取得について適用する。

7 新法第二十九条の二第十二項及び第十三項の規定は、施行日以後に行う同条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は同項に規定する特定取得に相当するものについて適用する。

8 新法第五十五条の五第三項の規定は、施行日以後に行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものについて適用し、施行日前に行つた旧法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は旧法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

(関係行政機関の長の意見の求めに関する経過措置)
第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における新法第六十九条の四第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「(第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「(一)と」、「第二十七条第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第二号中「(第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「(一)と」、「第二十八条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)
第五条 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項第六号中「第六十九条の七第一項第四号」を「第六十九条の八第一項第四号」に、「第七十条第一項第三十六号」を「第七十条第一項第四十二号」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十六号中「第六十九条の六第一項」を「第六十九条の七第一項」に、「第六十九条の七第一項」を「第六十九条の八第一項」に改め

る。

(政令への委任)
第七条 附則第二条から第四条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応する観点から、対内直接投資等に係る事前届出の届出事項に国の安全等を損なうおそれに対応するための措置を追加するとともに、本邦企業の株式等を一定以上所有している海外法人等の議決権の取得等を対内直接投資等として規制対象に加えるほか、対内直接投資等の審査等において、必要な場合に財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案 内閣提出 に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応する必要があるため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

において地域旅客運送サービスを提供させるものをいう。

十三 海上運送利便確保事業 一般旅客定期航路事業に係る航路のうちその事業の用に供する旅客船に係る法定の検査に伴い人の運送が一時的に休止すること地域住民の日常生活又は社会生活への影響が生ずるおそれがあるものにおける利用者の利便を確保するために

行う事業であつて、地方公共団体が次のイから八までのいずれかに該当する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、この事業が行われなかった場合にその休止をすることとなる期間中、当該選定をした者(当該選定をした者が八に掲げる者である場合にあつては、当該一般旅客定期航路事業を営む者)に当該航路における船舶による人の運送(一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行うものに限る。)を実施させるものをいう。

イ 当該一般旅客定期航路事業を営む者に代わつて当該航路における船舶による人の運送を行う者

ロ 当該一般旅客定期航路事業を営む者から委託を受けて当該航路における船舶による人の運送を行う者

ハ 当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行う者

第二条第九号中「又は当該鉄道事業者」を「(以下この号において「現行事業者」という。)又は当該現行事業者」に、「次に」を「次のイから二までに」に改め、「ともに、」の下に「次のホ又はへに掲げる措置その他の措置により」を加え、同号に次のように加える。

ホ 現行事業者が行う鉄道施設の建設若しくは改良又は車両の取得若しくは改良(イから八までに掲げる事業構造の変更とともに

行うものにあつては、当該事業構造の変更前に行うものであつて、当該鉄道施設又は車両が当該事業構造の変更に係るものである場合に限る。)

へ 他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行時刻の設定 第二条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「鉄道再生事業の下に」、自動車地域旅客運送サービス再構築事業、海上運送利便確保事業」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 施設利用者用運送サービス提供者 教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動の目的となる施設を設置し、又は経営する者であつて、当該施設の利用に付随するサービスとして、無償で、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車以外の自動車を使用して、当該施設の利用者を運送するものをいう。

第四条第三項中「その他の」を、「施設利用者用運送サービス提供者その他の」に改め、同条第四項中「向上並びに」を「向上、」に、「充実」を「充実に」に改める。

第六条第二項第四号中「学識経験者」の下に「地域旅客運送サービスに係る地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体(次条第一項第三号において「連携促進団体」という。)」を加える。

第七条第一項第一号中「地域公共交通計画に定めようとする」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する」に改め、同項に次の一号を加える。

三 連携促進団体 第九条第一項及び第十四条第一項中「及び再生」を削る。

第十九条第一項中「及び再生」を削り、同条第三項第三号中「海上運送高度化事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同項第四号中「申請」の下に「内容」を加える。

第二十三条第二項第三号中「事業構造の変更」を「第二条第十号イから二までに掲げる事業構造の変更及び利用者の利便を確保する措置」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条に次の一項を加える。

3 前項第三号に掲げる事項には、鉄道事業再構築事業の実施に係る鉄道事業法の許可、認可若しくは確認の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

第二十四条第一項中「活性化及び」を削り、同条第二項第三号中「へまで」を「りまで」に、「又は認可」を、「認可又は確認」に改め、同号中へをりとし、八からホまでをへからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 鉄道事業法第十二条第一項の認可(同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。) 同法第十二条第四項において準用する同法第八条第二項の規定により当該認可をしなければならぬ場合に該当すること。

二 鉄道事業法第十二条第四項において準用する同法第九条第一項の認可(同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。) 同法第十二条第四項において準用する同法第九条第二項において準

用する同法第八条第二項の規定により当該認可をしなければならない場合に該当すること。

ホ 鉄道事業法第十三条第一項又は第二項の確認(同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。) 同法第十三条第一項(同条第二項の規定により同条第一項の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により当該確認をする場合に該当すること。

第二十五条第一項中「若しくは同法第七条第一項」を、「同法第七条第一項若しくは第十二条第一項、同条第四項において準用する同法第九条第一項若しくは同法」に、「の認可」を「の認可若しくは同法第十三条第一項若しくは第二項の確認」に改め、「第七条第三項」の下に「若しくは第十二条第二項、同条第四項において準用する同法第九条第三項若しくは同法第十三条第三項を加え、」若しくは第十七条を、「第十七条若しくは第二十八条第一項」に、「若しくは認可」を、「認可若しくは確認」に改め、第三章第五節に次の一条を加える。

(地方債の特例)

第二十五条の二 地方公共団体が、認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業(第二十条第十号ホに掲げる措置に係る部分に限る。)で総務省令で定めるものに関する助成を行うおとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第二十七条を第二十六条の二とする。 第二十八条第一項中「地域旅客運送サービス継続事業」を若しくは「に、」地域公共交通利便増進事業(以下を「自動車地域旅客運送サービス

再構築実施計画に定められた事業（第二十六条の三第二項第六号又は第七号に規定する実施主体が行うものに限る。）、海上運送利便確保実施計画に定められた事業（第二十六条の七第二項第五号又は第六号に規定する実施主体が行うものに限る。）、地域旅客運送サービス継続実施計画に定め

られた事業（第二十七条の二第二項第六号に規定する実施主体が行うものに限る。）若しくは地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置（以下この項において「に改め、同条第二項中「認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業」を「若しくは」に改め、「又は」の下に「認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（第二十六条の三第二項第六号又は第七号に規定する実施主体が行うものに限る。）、認定海上運送利便確保実施計画に定められた事業（第二十六条の七第二項第五号又は第六号に規定する実施主体が行うものに限る。第二十九条の二第一項において同じ。）、認定地域旅客運送サービス継続実施計

画に定められた事業(第二十七条の二第二項第六号に規定する実施主体が行うものに限る。)若しくは「を加え、〔地域公共交通利便増進事業〕を〔利便増進措置〕に改め、同条第三項中〔認定鉄道事業再構築実施計画〕の下に」、認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画、認定海上運送利便確保実施計画」を加え、同条第四項中「及び」を「又は」に改め、同条を第二十八条の二とし、第三章第十節中同条の前に次の一条を加える。

（鐵道事業再構築実施計画等の作成に係る資料
又は情報の提供等の協力の求め）

第二十八条 地方公共団体は、鐵道事業再構築実
施計画、自動車地域旅客運送サービス再構築実
施計画、海上運送利便確保実施計画、地域旅客
運送サービス継続実施計画又は地域公共交通利

便増進実施計画を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第二十九条の二の見出し中「軌道運送高度化事業等」を「認定軌道運送高度化事業等」に改め、同条第一項中「地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業等」を「認定軌道運送高度化事業等」に改め、認定海上運送利便確保実施計画に定められた事業を除く。第一号において同じ。」に改める。

第三章第十節を同章第十二節とする。

第二十七条の十四第一項中「実施し又はその実施を促進する」を「実施する」に改め、同条第二項第二号中「及びその実施主体」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 地域公共交通利便増進事業の実施により促進される第二条第十六号イからハまでに規定する措置（以下「利便増進措置」という。）の実施主体

七 利便増進措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

第二十七条の十四第三項中「同号」を「利便増進措置」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「地域公共交通利便増進実施計画に係る」を削り、「を実施しよう」を「に係る利便増進措置を実施させよう」に、「当該事業」を「当該地域公共交通利便増進事業」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項第二号に掲げる事項には、地域公共交通利便増進事業の実施に係る鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許可、認可、特許、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

第二十七条の十五第二項第三号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「第三号を除く。ロにおいて同じ。」を削り、同項第四号及び第五号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同項第六号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「第二号を除く。ハにおいて同じ。」を削り、同項第七号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、同項第八号中「事業」を「利便増進措置」に改め、「又は同法第七十九条の七第一項の変更登録」を削り、「前項」を「前項」に改め、「申請」の下に「の内容」を、「いづれにも」の下に、「同法第七十九条の七第一項の

變更登録を受けなければならないものについては当該申請の内容が同条第二項において読み替えて準用する同法第七十九条の四第一項第五号又は第六号のいずれにもを加え、同項第九号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「(第三号を除く。ハにおいて同じ。)」を削り、同項第十号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、「当該事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同項第十一号及び第十二号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、「申請」の下に「内容を加え、同条第八項中「地域公共交通利便増進事業を「利便増進措置」に、「実施すべき者」を「実施主体」に改める。

第二十七条の十八第一項及び第二項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改め、同条第四項中「当該認定区域内計画外事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加える。

第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改める。

第三章第九節を同章第十一節とする。

第二十七条の七第一項中「活性化及び」を削る。
第三章第八節を同章第十節とする。

第二十七条の第二一項中「実施し又はその実施を促進する」を「実施する」に改め、同条第二項第二号中「及びその実施主体」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 地域旅客運送サービス継続事業の実施により引き続き実施される運送の実施主体

七 前号の運送に必要な資金の額及びその調達方法

第二十七条の二第六項中「前三項を」第四項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項に規定する」を「前二項の規定により同意を得た」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする」及び「を実施する路線等」を削り、「一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む」を「路線等において運送を実施している」に、「おける」を「おいて」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続
実施計画(第二項第二号に掲げる事項として営

業区域外旅客運送に関する事項を定めるものに限る。第二十七条の四第二項において同じ。」を作成するときは、あらかじめ、道路運送法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者(前項の規定により同意を得た者を除く。)の同意を得なければならない。 第二十七条の二第二項の次に次の一項を加える。 3 前項第二号に掲げる事項には、地域旅客運送サービス継続事業の実施に係る道路運送法又は海上運送法の許可、認可若しくは認定の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。 第二十七条の三第一項中「活性化及び」を削り、同条第二項第三号中「二まで」を「ホまで」に、「又は認可」を「認可又は認定」に改め、同号イ中「第二号を除く。ハ及びニにおいて同じ。」を削り、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。 二 道路運送法第二十条第二号の規定による輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがない旨の認定 同号の国土交通省令で定める場合に該当し、かつ、当該おそれがないこと。 第二十七条の三第二項第五号イ中「第三号を除く。ハにおいて同じ。」を削り、同項第六号中「当該事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同条第三項中「事業に関する」を削り、同条第八項中「地域旅客運送サービス継続事業を実施すべき者」を「前条第二項第六号に規定する実施主体」に、「従って地域旅客運送サービス継続事業」を「従って事業」に改める。 第二十七条の四第一項中「地域旅客運送サービス継続事業を「事業」に改め、同条第二項を次のように改める。	2 地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、営業区域外旅客運送に該当するものについては、道路運送法第二十条本文の規定は、適用しない。 第二十七条の四第三項及び第二十七条の五中「地域旅客運送サービス継続事業を「事業」に改める。 第三章第七節を第九節とし、第六節の次に次の二節を加える。 第七節 自動車地域旅客運送サービス再構築事業 (自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施) 第二十六条の三 地域公共交通計画において、自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するための計画(以下「自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するものとする。 2 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施する区域 二 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の内容(次号に掲げるものを除く。) 三 地方公共団体によるあつせんその他支援の内容 四 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の	実施予定期間 五 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により見込まれる効果 六 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により提供される地域旅客運送サービスの実施主体 七 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により人員派遣等が行われる場合にあっては、人員派遣等の実施主体 八 第六号の地域旅客運送サービスの提供(前号に規定する場合にあっては、人員派遣等を含む。)に必要な資金の額及びその調達方法 九 前各号に掲げるもののほか、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項 3 前項第二号に掲げる事項には、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施に係る道路運送法の許可、認可、認定、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。 4 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係るバス路線等において運送を実施している者、当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させようとする者、当該者への人員派遣等を行おうとする者その他の当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。 5 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画(第二項第二号に掲げる事項として営業区域外旅客運送(道路運送法第二十条に規定する営業区域外旅客運送をいう。以下同じ。)に関する事項を定めるものに限る。第二	十六条の五第二項において同じ。)を作成するときは、あらかじめ、同法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者(前項の規定により同意を得た者を除く。)の同意を得なければならない。 6 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成するときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等(前二項の規定により同意を得た者を除く。)、道路管理者、施設利用者用運送サービス提供者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。 7 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、施設利用者用運送サービス提供者及び公安委員会に送付しなければならない。 8 第四項から前項までの規定は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の変更について準用する。 (自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定) 第二十六条の四 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。 2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
--	--	--	---

二 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定める事項が自動車地域旅客運送サービス再構築事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからトまでに掲げる許可、認可又は認定を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからトまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号に掲げる基準
ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

ハ 道路運送法第九条の三第一項の認可 同条第二項の基準
ニ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ホ 道路運送法第二十条第二号の規定による輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがない旨の認定 同号の国土交通省令で定める場合に該当し、かつ、当該おそれがないこと。

ヘ 道路運送法第三十五条第一項の許可 同条第二項の基準
ト 道路運送法第三十六条第二項の認可 同条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

四 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないもの

については、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。

五 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録を受けなければならないものについては前項の規定による認定の申請の内容が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも、同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては当該申請の内容が同条第二項において読み替えて準用する同法第七十九条の四第一項第五号又は第六号のいずれにも該当しないこと。

六 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等に限る。）のうち、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイ又はロに掲げる認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイ又はロに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準
ロ 道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第一項の認可 同法第四十三条第五項において読み替えて準用する同法第十五条第二項において準用する同法第四十三条第三項各号に掲げる基準

3 国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に道路運送法第九条第一項又は第九条の三第一項の認可を要する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

4 国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第二項の認定に係る自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた前条第二項第六号若しくは第七号に規定する実施主体が当該認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第二項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（道路運送法の特例）

第二十六条の五 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。次項及び第四項において同じ。）を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等を除く。次項及び第三項において同じ。）のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項若しくは第三十五条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項若しくは第三十六条第二項の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗合旅客自動車運送事業について同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第六項若しくは同法第十五条の三の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗用旅客自動車運送事業について同法第九条の三第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第七十九条の十一の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、営業区域外旅客運送に該当するものについては、道路運送法第二十条本文の規定は、適用しない。	たものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。 (施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者の協力)	あつては、同号の船舶の貸渡しを含む。)に必要な資金の額及びその調達方法 八 前各号に掲げるもののほか、海上運送利便確保事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項	2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送利便確保実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 海上運送利便確保実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。 二 海上運送利便確保実施計画に定める事項が海上運送利便確保事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合すること。 イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四各号に掲げる基準 ロ 海上運送法第七条第三項の認可 同条第四項の基準 ハ 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第四各号に掲げる基準 ニ 海上運送法第十一条第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四各号第六号に掲げる基準 四 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第五各号のいずれにも該当しない場合であること。 五 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するもの
3 認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業を実施するために、当該事業に係る一般乗合旅客自動車運送事業について路線(道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行に係るものに限る。)又は事業を休止し、又は廃止するときは同法第十五条の二第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、当該事業に係る一般乗用旅客自動車運送事業について事業を休止し、又は廃止するときは同条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。	第二十六条の六 施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。 第八節 海上運送利便確保事業 (海上運送利便確保事業の実施) 第二十六条の七 地域公共交通計画において、海上運送利便確保事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して海上運送利便確保事業を実施するための計画(以下「海上運送利便確保実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該海上運送利便確保事業を実施するものとする。	4 地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該海上運送利便確保事業に係る航路において一般旅客定期航路事業を営む者、当該航路において船舶による人の運送を実施せようとする者、当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行おうとする者その他の当該海上運送利便確保事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。 5 地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成するときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等(前項の規定により同意を得た者を除く。)及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。	四 海上運送法第七項の認可 同条第二項において準用する同法第四各号に掲げる基準 二 海上運送法第十一条第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四各号第六号に掲げる基準 四 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第五各号のいずれにも該当しない場合であること。 五 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するもの
4 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業(人員派遣等に限る。)のうち、道路運送法による旅客自動車運送事業について同法第十五条第一項(同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。)の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項(これらの規定を同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。 (施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者の協力)	2 海上運送利便確保実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 海上運送利便確保事業を実施する区域 二 海上運送利便確保事業の内容 三 海上運送利便確保事業の実施予定期間 四 海上運送利便確保事業の実施により見込まれる効果 五 海上運送利便確保事業の実施による人の運送の実施主体 六 海上運送利便確保事業の実施により第二条第十三号ハに規定する船舶の貸渡しが行われる場合にあつては、当該船舶の貸渡しの実施主体 七 第五号の人の運送(前号に規定する場合に	6 地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。 7 前三項の規定は、海上運送利便確保実施計画の変更について準用する。 (海上運送利便確保実施計画の認定) 第二十六条の八 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、海上運送利便確保実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請するこ	五 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するもの

令和八年五月十四日 衆議院會議録第十八号 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

であつて、海上運送法第二十條第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請の内容が同条第二項において準用する同法第十九條の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。 3 国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、海上運送利便確保実施計画に海上運送法第七條第三項の認可を要する事項が定められていたときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。	(海上運送法の特例) 第二十七條 地方公共団体がその海上運送利便確保実施計画について前条第二項の認定(同条第四項の変更の認定を含む。)を受けたときは、当該海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第三條第一項の許可若しくは同法第七條第三項、第十一條第一項若しくは第十一條の二第二項の認可を受け、又は同法第六條、第七條第一項若しくは第十一條の二第二項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十條第一項の登録を受けなければならないものについては、同項の規定により登録を受けたものとみなす。	(租税特別措置法の一部改正) 第三條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 第八十三條の四中「第二條第九号」を「第二條第十号」に改める。 (登録免許税法の一部改正) 第四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 第三十四條の五中「(平成十九年法律第五十九号)の下に」第二十六條の三第一項(自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施)に規定する自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の同法第二十六條の四第二項(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の認定、同法第二十六條の七第一項(海上運送利便確保事業の実施)に規定する海上運送利便確保実施計画の同法第二十六條の八第二項(海上運送利便確保実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の認定、同法第二十七條の二第三項を「第二十六條の三第四項の同意をした者、同法第二十七條の二第四項に」、「第二十七條の十四第四項を」第二十七條の十四第五項に改め、「は、」の下に「当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に係る同法第二十六條の四第二項の規定による申請、当該海上運送利便確保実施計画に係る同法第二十六條の八第一項の規定による申請、」を加える。	む。以下この号において同じ。)の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定、」を加え、「第三十四條第二項を」第二十六條の五第四項若しくは第三十四條第二項に、「第三十條第八項を」第二十六條の四第二項の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定若しくは同法第三十條第八項に改め、同表第二百二十五号の三中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の下に「第二十六條の五第一項若しくは第四項(道路運送法の特例)の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十六條の四第二項(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定、同法」を加え、「第二十七條(海上運送法の特例)」を加え、「第二十七條の三第二項を」第二十六條の八第二項(海上運送利便確保実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七條の三第二項に改め、「第二十條、」の下に「第二十七條、」を加え、「第二十七條の十五第二項の」を「第二十六條の八第二項の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七條の十五第二項の」に改める。 (物資の流通の効率化に関する法律の一部改正) 第五條 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 第六條第二項第六号中「第二條第十二号」を「第二條第十五号」に改める。
4 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る海上運送利便確保実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 6 第二項及び第三項の規定は、第四項の認定について準用する。 7 国土交通大臣は、第二項の認定に係る海上運送利便確保実施計画(第四項の変更の認定又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定海上運送利便確保実施計画」という。)が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定海上運送利便確保実施計画に定められた前条第二項第五号若しくは第六号に規定する実施主体が当該認定海上運送利便確保実施計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 8 第二項の認定、第四項の変更の認定及び第五項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。	(施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七條の規定は、公布の日から施行する。 (検討) 第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	第四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 第三十四條の五中「(平成十九年法律第五十九号)の下に」第二十六條の三第一項(自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施)に規定する自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の同法第二十六條の四第二項(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の認定、同法第二十六條の七第一項(海上運送利便確保事業の実施)に規定する海上運送利便確保実施計画の同法第二十六條の八第二項(海上運送利便確保実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の認定、同法第二十七條の二第三項を「第二十六條の三第四項の同意をした者、同法第二十七條の二第四項に」、「第二十七條の十四第四項を」第二十七條の十四第五項に改め、「は、」の下に「当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に係る同法第二十六條の四第二項の規定による申請、当該海上運送利便確保実施計画に係る同法第二十六條の八第一項の規定による申請、」を加える。	以下この号において同じ。)の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定、」を加え、「第三十四條第二項を」第二十六條の五第四項若しくは第三十四條第二項に、「第三十條第八項を」第二十六條の四第二項の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定若しくは同法第三十條第八項に改め、同表第二百二十五号の三中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の下に「第二十六條の五第一項若しくは第四項(道路運送法の特例)の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十六條の四第二項(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定、同法」を加え、「第二十七條(海上運送法の特例)」を加え、「第二十七條の三第二項を」第二十六條の八第二項(海上運送利便確保実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七條の三第二項に改め、「第二十條、」の下に「第二十七條、」を加え、「第二十七條の十五第二項の」を「第二十六條の八第二項の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七條の十五第二項の」に改める。 (物資の流通の効率化に関する法律の一部改正) 第五條 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 第六條第二項第六号中「第二條第十二号」を「第二條第十五号」に改める。

(物資の流通の効率化に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第六条 この法律の施行の日が物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日前である場合には、前条中「第六条第二項第六号」とあるのは、「第四条第四号」とする。

2 前項の場合において、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律第六条第二項第六号の改正規定中「第二条第十二号」とあるのは、「第二条第十五号」とする。

(政令への委任)

第七条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理由

近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、地域公共交通特定事業について、休廃止されたバス路線等における運送を地方公共団体の支援により再び実施する事業及び法定の検査に伴い旅客船による運送が一時的に休止する航路がある場合における利用者の利便を確保する事業を追加するほか、鉄道事業再構築事業の内容を拡充する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な

令和八年五月十四日 衆議院会議録第十八号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、地域公共交通特定事業について、休廃止され、又はそのおそれのあるバス路線等における運送を地方公共団体の支援により再び実施し、又は継続するために行う事業及び法定の検査に伴い旅客船による運送が一時的に休止する航路がある場合における利用者の利便を確保する事業を追加するほか、鉄道事業再構築事業の内容を拡充する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の目的に、社会経済情勢の変化である地域公共交通の維持に困難を生じていることの要因として、旅客の運送に従事する人材の不足及びその運送の用に供する輸送施設の老朽化の進展を追加すること。

2 新たに、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設等の利用者の運送サービスを提供する者を施設利用者用運送サービス提供者として定義し、市町村が協力等を図るべき地域の関係者として明示するとともに、当該運送サービス提供者等について3の事業の円滑な実施に協力する努力義務を定めること。

3 地方公共団体が、地域旅客運送サービスを提供することを定し、他の旅客自動車運送事業者、施設利用者用運送サービス提供者等による当該選定をした者への人員派遣等のあつせん等の支援を行うことにより、休止若しくは廃止又はこれらのおそれのあるバス路線等における運送を再び実施又は継続させる事業を自動車地域旅客運送サービス再構築事業として地域公共交通特定事業に追加すること。

4 一般旅客定期航路事業に供する旅客船の法定検査に伴う運航の一時的な休止による地域住民の日常生活等への影響が生じること回避するため、地方公共団体が選定した他の船舶運航事業者等に代替運航等を実施させるものを海上運送利便確保事業として地域公共交通特定事業に追加すること。

5 鉄道事業再構築事業における利用者の利便の確保に関し、事業構造の変更に現行の鉄道事業者が行う鉄道施設の建設、改良等の措置を明示するとともに、地方公共団体が、国土交通大臣の認定を受けた当該措置に係る鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業で総務省令で定めるものに関する助成を行うとする場合に、地方債の起債を可能とする地方財政法の特例措置を創設すること。

6 地域旅客運送サービスに係る地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体を連携促進団体として位置付け、協議会の構成員として明示するとともに、同団体は地方公共団体に対して地域公共交通計画の作成等を提案できること。

7 地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画等を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供等を求めることができることとし、この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないこと。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、地域公共交通特定事業につ

て、休廃止され、又はそのおそれのあるバス路線等における運送を地方公共団体の支援により再び実施し、又は継続するために行う事業及び法定の検査に伴い旅客船による運送が一時的に休止する航路がある場合における利用者の利便を確保する事業を追加するほか、鉄道事業再構築事業の内容を拡充する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

令和八年度一般会計予算において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地域公共交通等勘定運営費交付金として約九千五百万円の内数が、令和八年度財政融資計画において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の財政融資四百二十五億円の内数が、それぞれ計上されている。

右報告する。

令和八年五月十三日

国土交通委員長 富樫 博之
衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 地方公共団体のあつせんによる運転者の人員派遣等について、当該運転者の労働時間等の労務管理が適正に行われるようにすること。

二 自動車地域旅客運送サービス再構築事業について、人員派遣等に係る適正な賃金等の支払い

令和八年五月十四日 衆議院会議録第十八号

を含む必要な資金が確保される事業を認定することともに、事業開始後も適切に事業が行われるよう、事業の実施状況について適時適切に確認し、必要な措置を講ずること。

三 地域公共交通の司令塔役である地方公共団体が、地域の状況や課題に適した地域旅客運送サービスを持続的に確保できるよう、継続的な財政支援を行うこと。

四 地域旅客運送サービスの実施に当たっては、運行管理、運転者の労務管理及び安全教育並びに車両管理の徹底が図られるとともに、運転者不足が深刻化する中においても、利用者の安全が確保されるよう万全を期すこと。

五 事故が発生した場合の賠償を万全にするべく、関係者の責任区分を明確にするとともに、早急な対応を取れるよう万全を期すこと。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年三月六日

内閣総理大臣 高市 早苗

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律

(産業競争力強化法の一部改正)

第一条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二項に次の一号を加える。

三 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの

第二条第十七項第一号ワ中「第二十八項」を

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及び同報告書

「第二十九項」に改め、同条第十九項中「プログラムをいう」の下に「。第四百五十五条の二において同じ」を加え、同条中第三十七項を第三十八項とし、第二十項から第三十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十九項の次に次の一項を加える。

20 この法律において「特定生産性向上設備等」とは、生産性向上設備等のうち、事業の将来における高い生産性の確保に特に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

第二十一条の二十第一項中「及び第二号ハ」を「第二号ハ及び第三号ハ」に改め、同条第二項第一号ハ中「次号ハ」の下に「及び第三号ハ」を加え、「第二十一条の二十四第一項第一号及び第二号」を「第二十一条の二十四第一項各号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 国際経済事情激変事業適応(第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下同じ。)にあつては、次に掲げる事項

イ 国際経済事情激変事業適応の促進の意義及び目標その他の国際経済事情激変事業適応に関する基本的事項

ロ 国際経済事情激変事業適応の実施に必要な特定生産性向上設備等の導入その他の国際経済事情激変事業適応の内容に関する事項

ハ 国際経済事情激変事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達円滑化に関し、公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

ニ その他国際経済事情激変事業適応に関する重要事項

第二十一条の二十二中第五項を第六項とし、

第四項の次に次の一項を加える。

5 主務大臣は、第一項の認定をするに当たつてその事業適応計画(国際経済事情激変事業適応に関するものに限る。)が前項第三号に適合するかどうかを判断するために必要があると認めるときは、株式会社日本貿易保険の意見を聴くものとする。

第二十一条の二十三第五項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際経済事情激変事業適応の円滑化業務)

第二十一条の二十三の二 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、国際経済事情激変事業適応を円滑化するため、認定事業適応事業者(国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。次条第一項第三号において同じ。)が認定事業適応計画に従つて行う国際経済事情激変事業適応のための措置のうち特定生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この節、第三十四条及び第百一条第一項第六号において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第二十一条の二十四第一項第一号中「導入又はを」を「導入」に改め、「販売」の下に「又は特定生産性向上設備等の導入」を、「次号及び」の下に「第三号並びに」を加え、同項に次の一号を加える。

三 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債の引受けに必要な資金を貸し付ける業務及びこ

れに附帯する業務

第二十一条の二十五第一項中「及び第二号ハ」を「第二号ハ及び第三号ハ」に改める。

第二十一条の二十六第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「するもの」の下に「又は認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債を引き受ける業務のうち、当該社債の引受けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行うもの」を加える。

第三十四条中「(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第百一条第一項第六号において同じ。)」を削る。

第七十六条中「第二条第二十六項」を「第二条第二十七項」に改める。

第七十八条中「第二条第二十六項第二号」を「第二条第二十七項第二号」に改める。

第一百二十二条第一項中「第二条第二十九項」を「第二条第三十項」に改める。

第一百二十七条第三項第三号二中「第二条第三十二項第二号」を「第二条第三十三項第二号」に改める。

第二百二十九条第一項中「第二条第三十一項第一号」を「第二条第三十二項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第三十一項第二号」を「第二条第三十二項第二号」に改め、同条第三項中「第二条第三十一項第一号」を「第二条第三十二項第一号」に改め、同条第四項第一号イ中「第二条第三十一項第一号」を「第二条第三十二項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第三十一項第四号」を「第二条第三十二項第四号」に改める。

第二百三十二条第一項及び第二項の表第三条第

三項の項中「第二条第三十五項」を「第二条第三十六項」に改める。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

(生産性の向上に資する施設等の導入の状況に関する調査)

第百四十五条の二 政府は、事業者による生産性向上設備等の導入その他の生産性の向上に資する施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入の円滑化のために必要があると認めるときは、当該導入の状況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第二条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

目次中「の再生」を「の再生等」に、「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

「第二節 中小企業再生支援体制の整備」(第百三十三条―第百四十条)を

又は広域化その他の事業の効率化を目指して行う事業の全部又は一部の変更をいう。

40 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業、第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五 企業組合

六 協業組合

七 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

八 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第百三十条において同じ。)であつて、常時使用する従業員の数が五百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三百人、卸売業を主たる事業とする事業

者については四百人)以下のもの

41 この法律において「事業承継等」とは、次に掲げるいずれかの措置をいう。

一 吸収合併(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が特定事業者又は常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人若しくは個人(以下この条及び第百四十条の三第四項第二号において「特定事業者等」という。)である場合に限る。)により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併(会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割(会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社)が特定事業者等である場合に限る。)により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割(会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社)が特定事業者等である場合に限る。)により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社)が特定事業者等である場合に限る。)により当該株式交換完全親会社となる株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六 株式移転(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社)が特定事業者等である場合に限る。)により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七 株式交付(会社法第七百七十四条の三第三項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

八 事業又は資産の譲受け(特定事業者等が他の特定事業者等から譲り受ける場合に限る。)

九 特定事業者等による他の特定事業者等の株式又は持分の取得(当該取得によつて当該特定事業者等が当該他の特定事業者等の経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものとなる場合に限る。)

十 事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

42 この法律において「承継等特定事業者等」とは、特定事業者等が事業承継等(前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第八号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項、第百四十条の三第四項第二号

に規定する法律案及

び同報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及

び同報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及

び同報告書

に規定する法律案及

び同報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及

び同報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及

び同報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及

び同報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及

び同報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及

び同報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及

び同報告書

口及びハ並びに第四百十条の十一において同じ。を行う場合における当該特定事業者等という。

43 この法律において「被承継等特定事業者等」とは、承継等特定事業者等が他の特定事業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者等をいう。

第二十一条の十九第一項中「平成十七年法律第八十六号」を削る。

第二十一条の二十第一項中「及び第三号ハ」を「第三号ハ及び第四号ハ」に改め、同条第二項第一号ハ中「次号ハ及び第三号ハ並びに」を「以下この項及び」に改め、同項に次の一号を加える。

四 事業費上昇事業適応(第二条第十二項第四号に該当する事業適応をいう。以下同じ。)にあつては、次に掲げる事項

イ 事業費上昇事業適応の促進の意義及び目標その他の事業費上昇事業適応に関する基本的事項

ロ 事業費上昇事業適応の実施に必要な生産性向上設備等の導入、施設の運営その他の事業費上昇事業適応の内容に関する事項

ハ 事業費上昇事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達、円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

ニ その他事業費上昇事業適応に関する重要事項

第二十一条の二十一第一項中「この条及び」を「この条、」に、「において」を「及び第二十一条の二十三の二第五項第一号において」に改める。第二十一条の二十二第一項中「事業適応」の

下に「事業費上昇事業適応を除く。以下同じ。」を加える。

第二十一条の二十三の二を次のように改める。

(事業費上昇事業適応計画の認定)

第二十一条の二十三の二 事業者は、その実施しようとする事業費上昇事業適応当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。に関する計画(以下「事業費上昇事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が事業費上昇事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業費上昇事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業費上昇事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業費上昇事業適応の目標

二 事業費上昇事業適応の内容、実施時期及び実施場所

三 事業費上昇事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

4 事業費上昇事業適応計画には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 事業費上昇事業適応の実施に当たつて事業者が第二十一条の二十三の四の規定の適用を受ける場合には、生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために行う社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この節、第三十四条、第一百一条第一項第六号及び第四百十条の九に

おいて同じ。)に係る社債権者の保護に関する事項

二 事業費上昇事業適応の実施に当たつて地域経済牽引事業用地整備(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下この条及び第二十一条の二十三の五において「地域経済牽引事業促進法」という。))第四十条第二項第七号に規定する地域経済牽引事業用地整備をいう。の実施により整備された土地において当該事業費上昇事業適応のための措置を行おうとする場合には、その旨及び当該措置を行うことによる経済的効果

三 事業費上昇事業適応の実施に当たつて当該事業費上昇事業適応のための措置の用に供する工場又は事業場、地域経済牽引事業促進法第十三条第三項第三号に規定する地域経済牽引事業用地等に相当するものに限る。以下この号、第七項第二号及び第二十一条の二十三の五第二項において同じ。が同項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び当該措置の用に供する工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項

四 事業費上昇事業適応の実施に当たつて当該事業費上昇事業適応のための措置の用に供する情報処理施設(地域経済牽引事業促進法第四条第二項第九号に規定する地域経済牽引事業用地処理施設に相当するものに限る。以下この条及び第二十一条の二十三の五第三項において同じ。が同項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び当該措置の用に供する情報処理施設に対する工業用水道事業者(工業用水道事業法昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。第十一項及び第二十一条の二十三の五第三項において同じ。)による水の供給の見込みに関する事項

五 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業費上昇事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針(当該事業費上昇事業適応計画に係る事業が属する分野について第二十一条の二十一第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあつては、実施指針及び当該事業分野別実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該事業費上昇事業適応計画に係る事業費上昇事業適応が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

三 当該事業費上昇事業適応計画に係る事業費上昇事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

6 主務大臣は、促進区域(地域経済牽引事業促進法第四条第二項第一号に規定する促進区域をいう。以下この項において同じ。)において実施される事業費上昇事業適応に関する事業費上昇事業適応計画について第一項の認定をするため必要があると認めるときは、当該促進区域に係る同意基本計画(地域経済牽引事業促進法第六条に規定する同意基本計画をいう。第八項において同じ。)を作成した市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県に対し、当該促進区域における工場用地の確

保の状況その他の産業基盤の整備に関する情報の提供を求めることができる。

7 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、事業費上昇事業適応計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該事業費上昇事業適応計画（当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。）について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 第四項第二号に掲げる事項 同号の土地の所在地の都道府県知事

二 第四項第三号に掲げる事項 同号の工場又は事業場の所在地の都道府県知事

三 第四項第四号に掲げる事項 同号の情報処理施設の所在地の都道府県知事

8 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項の記載がある事業費上昇事業適応計画についての協議があった場合において、当該事業費上昇事業適応計画（当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。）が、同意基本計画のうちそれぞれ当該各号に定める事項に係る部分に適合すると認めるときは、その同意をするものとする。

一 第四項第二号に掲げる事項 地域経済率引事業促進法第四条第二項第三号及び第七号に掲げる事項

二 第四項第三号に掲げる事項 地域経済率引事業促進法第四条第二項第三号及び第八号に掲げる事項

三 第四項第四号に掲げる事項 地域経済率引事業促進法第四条第二項第三号及び第九号に掲げる事項

9 都道府県知事は、前項の同意をしようとする場合において、事業費上昇事業適応計画に第四項第三号に掲げる事項の記載があるとき

は、当該事業費上昇事業適応計画（同号に係る部分に限る。）について、あらかじめ、当該事項に係る重点促進市町村（地域経済率引事業促進法第九条第一項に規定する重点促進市町村をいう。）の長に協議し、その同意を得なければならない。

10 主務大臣は、第一項の認定をしたとき（当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合に限る。）は、次条第一項に規定する認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画（同号に係る部分に限る。）に従って行う事業費上昇事業適応のための措置（第二十一条の二十三の五第一項において「地域経済率引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置」という。）に係る土地の所在地の都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

11 主務大臣は、第一項の認定をしたとき（当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に第四項第四号に掲げる事項の記載がある場合に限る。）は、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画における情報処理施設の所在地をその給水区域（工業用水道事業法第四条第一項第二号に規定する給水区域をいう。）を含む工業用水道事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

12 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画の内容を公表するものとする。

第二十一条の二十三の二の次に次の四条を加える。
（事業費上昇事業適応計画の変更等）
第二十一条の二十三の三 前条第一項の認定を

受けた者（当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業費上昇事業適応事業者」という。）は、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業費上昇事業適応計画」という。）に従って事業費上昇事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業費上昇事業適応計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業費上昇事業適応事業者に対して、当該認定事業費上昇事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第五項から第十二項までの規定は第一項の認定について、同条第十一項の規定は第二項又は第三項の規定による認定の取消しについて準用する。

（社債管理者の設置に関する特例）
第二十一条の二十三の四 認定事業費上昇事業適応事業者が、認定事業費上昇事業適応計画（第二十一条の二十三の二第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資

金を調達するために社債を発行する場合においては、当該認定事業費上昇事業適応事業者については、会社法第七百二条本文の規定は、適用しない。この場合において、同法第七百二十四条の二中「第七百二条ただし書」とあるのは、「第七百二条ただし書又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十三の四」とする。

（地域経済率引事業促進法の特例）

第二十一条の二十三の五 認定事業費上昇事業適応事業者が第二十一条の二十三の二十項の規定による通知があった土地において地域経済率引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置を行おうとする場合における承認地域経済率引事業用地整備者（地域経済率引事業促進法第十二条の三第一項に規定する承認地域経済率引事業用地整備者をいう。）に対する地域経済率引事業促進法第十二条の二第二項第四号の規定の適用については、同号中「承認地域経済率引事業」とあるのは、「承認地域経済率引事業又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十三の二十項に規定する地域経済率引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置」とする。

2 認定事業費上昇事業適応計画において第二十一条の二十三の二第四項第三号に掲げる事項としてその周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項が記載された工場又は事業場については、当該工場又は事業場を地域経済率引事業促進法第十八条の二第一項に規定する承認地域経済率引事業用工場等とみなして、同条及び地域経済率引事業促進法第十八条の三の規定を適用する。

3 認定事業費上昇事業適応計画において第二十一条の二十三の第四項第四号に掲げる事項としてその情報処理施設に対する工業用水道事業者による水の供給の見込みに関する事項が記載された情報処理施設については、当該情報処理施設を地域経済牽引事業促進法第十八条の四に規定する承認地域経済牽引事業用情報処理施設とみなして、同条の規定を適用する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際経済事情激変事業適応等の円滑化業務)

第二十一条の二十三の六 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、国際経済事情激変事業適応又は事業費上昇事業適応を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業適応事業者(国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。次条第一項第三号において同じ。) 認定事業適応計画に従って行う国際経済事情激変事業適応のための措置のうち特定生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金

二 認定事業費上昇事業適応事業者 認定事業費上昇事業適応計画に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金

第二十一条の二十四第一項中「次項及び第三十五条において」を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。

四 指定金融機関に対し、認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応計画に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入(第一

第二十一条の二十六第一項において「認定事業費上昇事業適応関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及び当該導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債の引受けに必要な資金を貸し付ける業務並びにこれらに附帯する業務

第二十一条の二十五第一項中「及び第三号八」を「第三号八及び第四号八」に改める。

第二十一条の二十六第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「貸付けを受けて行おうとするもの」の下に「又は認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務若しくは認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務若しくは認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務若しくは認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該資金の貸付け若しくは社債の引受けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの」を加える。

第三十三条第一項中「この項」の下に「及び第四百四十条の七第一項第二号」を加え、同条第二項中「適用」を「規定の適用」に改める。

第五章の章名中「再生」を「再生等」に改める。

第二百二十六条第二項第三号中「(特別区を含む。以下同じ。)」を削る。

第二百三十条中「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する」を削り、「中小企業信用保険法第三条第一項」を「同法第三条第一項」に改める。

第二百三十四条第二項第一号中「する中小企業者」の下に「第四百四十条の四第一項に規定する認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者(特定事業者に限る。を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第二百三十六条第二項に次の一号を加える。

四 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会(第四百四十条の三十五第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会をいう。以下この号において同じ。)が同条第二項の協議を円滑に行うために認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会に提供する当該協議に関する情報

第四百四十条第一号中「次条第二項」を「第四百四十一条第二項」に改める。

第五章に次の二節を加える。

第三節 生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化

(生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針)

第四百四十条の二 経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、特定事業者その他の事業者(以下この節及び第四百四十条の三十七において単に「事業者」という。)の生活維持物品役務需要減等事業適応を適切に支援し、生活の維持に必要な物品又は物品の輸送、旅客輸送その他の役務の需給の安定を通じた地域の産業の担い手の確保その他の事業者の活力の再生に資するため、生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針(以下この節及び次節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生活維持物品役務需要減等事業適応の促進の意義及び目標その他の生活維持物品役

務需要減等事業適応に関する基本的事項

二 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な事業の効率化その他の生活維持物品役務需要減等事業適応の内容に関する事項

三 生活維持物品役務需要減等事業適応の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

イ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務(第四百四十条の二十八第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務をいう。ロ及びハにおいて同じ。)の内容に関する事項

ロ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制に関する事項

ハ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

四 その他生活維持物品役務需要減等事業適応に関する重要事項

3 経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。ただし、経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定)

第四百四十条の三 事業者は、その実施しようとする生活維持物品役務需要減等事業適応(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する

計画(以下「生活維持物品役務需要減等事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを行政庁(当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあつては、主務大臣。第五項、第六項 第一号を除く。)、第十二項及び第十三項、次条並びに第百四十四条第四項において同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。 2 二以上の事業者が生活維持物品役務需要減等事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して生活維持物品役務需要減等事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 3 生活維持物品役務需要減等事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する事業場の所在地 三 生活維持物品役務需要減等事業適応の内容及び実施期間 四 生活維持物品役務需要減等事業適応に必要な資金の額及びその調達方法 五 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施による事業の効率化により見込まれる効果 4 生活維持物品役務需要減等事業適応計画には、次に掲げる事項を記載することができる。 一 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に当たって、特定事業者が第百四十条の六第三項又は第百四十条の十二の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項	用を受ける場合の次に掲げる事項 イ 当該特定事業者が事業承継等を行う場合における当該特定事業者の名称 ロ 当該特定事業者が他の特定事業者から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者の名称 ハ 事業承継等の内容及び実施時期 二 第百四十条の六第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める事項 二 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に当たって、特定事業者等が第百四十条の十一の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項 イ 承継等特定事業者等及び被承継等特定事業者等の名称 ロ 事業承継等の内容及び実施時期 ハ 特定許可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許可等であつて、それに基づく地位を被承継等特定事業者等が有する場合において当該地位が承継等特定事業者等に承継されることが生活維持物品役務需要減等事業適応に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に基づく被承継等特定事業者等の地位であつて、当該生活維持物品役務需要減等事業適応のために事業承継等により当該承継等特定事業者等が承継しようとするものに関する事項 三 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に当たって、事業者が第百四十条の十三の規定の適用を受ける事業の全部又は一部	の譲渡をする場合の次に掲げる事項 イ 当該事業者及び当該事業者から事業の全部又は一部を譲り受ける事業者の名称 ロ 事業の全部又は一部の譲渡の内容及び実施時期 四 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条第四項第二号の許可を要する行為に関する事項 五 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員が同法第三十八条第一項の許可を受け、生活維持物品役務需要減等事業適応に従事しようとする場合にあつては、その旨 六 生活維持物品役務需要減等事業適応(生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする者に地方公共団体を含むものに限る。)の実施に当たつての補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)以下この号及び第百四十条の二十六において「補助金等適正化法」という。)第二十二条に規定する財産をいう。以下この号において同じ。)の活用(補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)に関する事項 5 行政庁は、第一項の認定の申請があつた場合において、その生活維持物品役務需要減等事業適応計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。	一 実施指針に照らし適切なものであること。 二 当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る生活維持物品役務需要減等事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る生活維持物品役務需要減等事業適応の実施による事業の効率化が、当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る事業の属する事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。 6 行政庁は、第一項の認定をしようとする場合において、生活維持物品役務需要減等事業適応計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画(当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。)について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。 一 第四項第二号に掲げる事項 当該事項に係る特定許可等をした行政庁 二 第四項第四号に掲げる事項 厚生労働大臣(生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事。第十項において同じ。) 三 第四項第五号に掲げる事項 当該事項に係る職員の任命権者
---	---	--	---

令和八年五月十四日 衆議院會議録第十八号

經濟社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四 第四項第六号に掲げる事項 当該事項に係る関係行政機関の長 7 前項第一号に定める行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、前項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。 8 第六項第一号に定める行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同項の同意をするかどうかを判断するものとする。 9 前二項に定めるもののほか、第六項第一号に掲げる事項に係る同項の同意に関し必要な事項は、政令で定める。 10 厚生労働大臣は、第六項第二号に掲げる事項に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画についての協議があつた場合において、当該事項が、消費生活協同組合法第十二条第四項第二号の許可をすることができる場合に該当するものであると認めるときは、第六項の同意をするものとする。 11 第六項第三号の任命権者は、同号に掲げる事項に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画に記載されている第四項第五号の職員に対し地方公務員法第三十八条第一項の許可をしたときは、第六項の同意をするものとする。 12 行政庁は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる行政庁の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。 一 第四百四十六條の二第一項第二号に定める行政庁 当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応がその区域内において実施されることとなる都道府県及び市町村	二 第四百四十六條の二第一項第三号に定める行政庁 当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応がその区域内において実施されることとなる都道府県及び市町村 13 行政庁は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画の内容を公表するものとする。 (生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更等) 第四百四十條の四 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者」という。)は、当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした行政庁の認定を受けなければならない。 2 行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が前条第五項の認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画」という。)に従つて生活維持物品役務需要減等事業適応を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対して、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 行政庁は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第五項から第十三項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「行政庁」とあるのは、「行政庁(当該変更が特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、その削除される被承継等特定事業者等の地位に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）」と読み替えるものとする。 (特定事業者であつた認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者の特例) 第四百四十條の五 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者 第四百四十條の三第一項の認定の申請(前条第一項の変更の認定の申請があつたときは、当該変更の認定の申請)の時に限る。当該認定の申請の時から当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間の終了までの間に特定事業者でなくなつた場合には、当該特定事業者でなくなつた認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者は、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間内においては、引き続き特定事業者であるものとみなして、第二百三十四條第二項及びこの節(第四百四十條の十二を除く。)の規定を適用する。 (中小企業信用保険法の特例) 第四百四十條の六 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者(特定事業者 第二条第四十	等事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 行政庁は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第五項から第十三項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「行政庁」とあるのは、「行政庁(当該変更が特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、その削除される被承継等特定事業者等の地位に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）」と読み替えるものとする。 (特定事業者であつた認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者の特例) 第四百四十條の五 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者 第四百四十條の三第一項の認定の申請(前条第一項の変更の認定の申請があつたときは、当該変更の認定の申請)の時に限る。当該認定の申請の時から当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間の終了までの間に特定事業者でなくなつた場合には、当該特定事業者でなくなつた認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者は、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間内においては、引き続き特定事業者であるものとみなして、第二百三十四條第二項及びこの節(第四百四十條の十二を除く。)の規定を適用する。 (中小企業信用保険法の特例) 第四百四十條の六 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者(特定事業者 第二条第四十	項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる者に限る。及び労働者協同組合(その行う事業に従事する者の数が五百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については三百人、卸売業を主たる事業とする者については四百人)以下のものに限る。以下この条、第四百四十條の九及び第四百四十條の二十七第一項において同じ。)に限る。のうち中小企業信用保険法第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うものであつて、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定生活維持物品役務需要減等事業適応認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従つて実施される生活維持物品役務需要減等事業適応をいう。以下同じ。)を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けたもの(同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。)については、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者を同項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。 2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証を受けた特定事業者及び労働者協同組合に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定(前項の規定により適用される場合を含む。次項において同じ。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
--	--	--	---

第三条第一項	保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十条の六第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証（以下「生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二億円）
第三条の二第一項	保険価額の合計額が八千万円	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ八千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで八千万円）
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金額のうち	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該借入金額のうち）
当該債務者	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該債務者）	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二億円）

第三條の二 第一項	第三條の二 第三項及び第三 條の三第二項		第三條の三 第一項
	当該借入金 の額のうち 生活維持物 品役務需要 減等事業適 応関連保証 に係る当該 借入金の額 のうち	当該借入金 の額のうち 生活維持物 品役務需要 減等事業適 応関連保証 に係る当該 借入金の額 のうち	
当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）以外の者である場合にあつては、保証人の保証を除く。	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ八千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二條第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで八千万円）	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ八千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二條第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで八千万円）	保証人の保証を含む。
生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二條第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二千万円）	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二條第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二千万円）	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二條第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二千万円）	保証人の保証を含む。
4 普通保険の保険関係であつて、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定（第一項の規定により適用される場合を含む。）の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。 （中小企業投資育成株式会社の特例） 第四百十條の七 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。 一 特定事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 二 特定事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引 受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有 2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五條第一項第一号及び第二号の事業とみなす。 （公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例） 第四百十條の八 公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、公庫法第十一條又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九條に規定する業務のほか、第四百十條の五の規定により特定事業者とみなされた認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（公庫法第二條第三号イに規定する中小企業特定事業を営むものに限る。）に対し、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。 2 公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、公庫法第十一條又は沖縄振興開発金融公庫法第十九條に規定する業務のほか、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（第二條第四十項第一号から第四号までに掲げる者に限り、公庫法第二條第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同号イに規定する中小企業特定事業を営むものに対し、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。			

3 前二項の規定により認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対して資金を貸し付ける業務は、公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の規定の適用については、それぞれ公庫法第十一条第一項第一号の規定による公庫法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化業務)

第百四十条の九 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応を円滑化するため、認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する特定事業者及び労働者協同組合が認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務の保証の業務を行う。

(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)

第百四十条の十 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二十二条第一項

の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品等(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二十一条第一項に規定する食品等をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者(地方公共団体を除く。次号において「食品等製造業者等」という。)が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要な資金の借入に係る債務を保証すること。

二 認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は産業競争力強化法第百四十条の十第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは産業競争力強化法
第五十七条第二号	第二十九条第一項	産業競争力強化法第百四十条の十第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条	産業競争力強化法第百四十条の十第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

(特定許可等に基づく地位の承継等)
第百四十条の十一 認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画(第百四十条の三第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限り。)

に従って事業承継等が行われたときは、承継等特定事業者等は、当該事項に係る特定許可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を承継する。

2 承継等特定事業者等は、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従って事業承継等を行ったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により承継等特定事業者等が特定許可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許可等に係る行政庁に通知するものとする。

4 この法律に定めるもののほか、特定許可

等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第百四十条の十二 特定事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画(第百四十条の三第四項第一号に掲げる事項(第二条第四十一項第十号に掲げる措置に係るものに限る。))の記載があるものに限り。に従って当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)第五条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)
第百四十条の十三 事業者であつて株式会社であるもの(以下この項及び第四項において単に「会社」という。)は、認定生活維持物品役務

需要減等事業適応計画(第四百十条の三第四項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に従って行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者(当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。)に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。 2 前項の期間は、一月を下つてはならない。 3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。 4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。 (労働者協同組合から株式会社への組織変更) 第四百十条の十四 第四百十条の三第一項の認定第四百十条の四第一項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた労働者協同組合(以下「認定労働者協同組合」という。)は、その組	織を変更し、株式会社になることができる。(労働者協同組合の組織変更計画の承認等) 第四百十条の十五 認定労働者協同組合は、前条の組織変更(以下「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。 2 前項の場合においては、労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)第六十五条に規定する議決によらなければならない。 3 総代会においては、労働者協同組合法第七十一条第六項の規定にかかわらず、組織変更について議決することができない。 4 第一項の総会の招集に対する労働者協同組合法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「十日」とあるのは「二週間」と、〔会議の目的である事項〕とあるのは「会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社の定款」とする。 5 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 組織変更後の株式会社(以下「組織変更後株式会社」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の前号に定める事項 三 組織変更後株式会社の取締役の氏名 四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項 イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称 ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式
会社を含む。)である場合 組織変更後株式会社の前号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 六 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項 七 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法 八 前号に規定する場合には、組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対する同号の金銭の割当てに関する事項 九 組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項 十 組織変更がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。) 十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 6 組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。 (労働者協同組合の組織変更の議決の公告等) 第四百十条の十六 認定労働者協同組合が、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照	表を公告しなければならない。 2 組織変更をする認定労働者協同組合の債権者は、当該認定労働者協同組合に対し、組織変更について異議を述べることができる。 3 組織変更をする認定労働者協同組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。 一 組織変更をする旨 二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨 4 前項の規定にかかわらず、組織変更をする認定労働者協同組合が同項の規定による公告を、官報のほか、労働者協同組合法第二十九条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。 5 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。 6 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者に対する認定労働者協同組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。 (労働者協同組合の組織変更に反対する組合員の持分払戻請求権) 第四百十条の十七 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員で、第四百十条の十五第一

項の総会に先立つて当該認定労働者協同組合に対し書面をもって組織変更に対する反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該認定労働者協同組合を脱退することができる。 2 前項の規定による組合員の脱退については、労働者協同組合法第十六条から第十八条までの規定を準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その払込済出資額を限度として、その持分の全部の払戻しを請求することができる。 3 前項の場合には、効力発生日を労働者協同組合法第十六条第二項に規定する脱退した事業年度末とみなす。 (労働者協同組合の組合員への株式等の割当て) 第四百四十条の十八 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員(前条第一項の規定による請求をしている者その他政令で定める者を除く。次項において同じ。)は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社株式又は金銭の割当てを受けるものとする。 2 前項の株式又は金銭の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。 3 前二項の株式の割当てについては、会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (労働者協同組合の組織変更の際に資本準備金として計上すべき額等) 第四百四十条の十九 認定労働者協同組合の組織	変更の際に資本準備金として計上すべき額その他認定労働者協同組合の組織変更の際にの計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。 (労働者協同組合の組織変更の効力の発生等) 第四百四十条の二十 組織変更をする認定労働者協同組合は、効力発生日に、株式会社となる。 2 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員は、効力発生日に、第四百四十条の十五第五項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。 3 前二項の規定は、第四百四十条の十六の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (労働者協同組合の組織変更の届出) 第四百四十条の二十一 認定労働者協同組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、労働者協同組合法第三百三十二条の規定による行政庁に届け出なければならない。 (労働者協同組合の組織変更事項を記載した書面の備置き等) 第四百四十条の二十二 組織変更後株式会社は、第四百四十条の十六に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。次項第三号及び第四号並びに第六十条の二第四号において同じ。)を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。 2 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、	組織変更後株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。 一 前項の書面の閲覧の請求 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 (労働者協同組合の組織変更の無効の訴え) 第四百四十条の二十三 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、認定労働者協同組合の組織変更の無効の訴えについて準用する。 (労働者協同組合の組織変更の登記) 第四百四十条の二十四 認定労働者協同組合が組織変更をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更前の認定労働者協同組合については解散の登記を、組織変更後株式会社にについては会社法第九十一条の登記をしなければならない。 2 前項の規定により組織変更をした場合の組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、第四百四十条の三第一項の認定を受けた	ことを証する書面並びに商業登記法第十八条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一 組織変更計画書 二 定款 三 認定労働者協同組合の総会の議事録 四 組織変更後株式会社の取締役(組織変更後株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合にあっては、取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面 五 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四條第二項各号に掲げる書面 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面 七 第四百四十条の十六第一項の規定による公告をしたことを証する書面 八 第四百四十条の十六第三項の規定による公告及び催告(同条第四項の規定により公告を官報のほか労働者協同組合法第二十九条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした認定労働者協同組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 3 第一項の登記については、商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定を準用する。
---	---	---	---

(消費生活協同組合法の特例)

第四百四十条の二十五 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画(第四百四十条の三第四項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に従つて認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するため消費生活協同組合法第十二条第四項第二号の許可を得なければならぬ行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(財産の処分に係る承認の手續の特例)

第四百四十条の二十六 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画(第四百四十条の三第四項第六号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に従つて認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する場合には、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が同条第一項の認定を受けたことをもつて、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う助言業務等)

第四百四十条の二十七 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する特定事業者(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百四十七号)第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。)及び労働者協同組合の依頼に応じて、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関し必要な助言を行う。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証を受けようとする特定事業者に対して資金

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及び同報告書

の貸付けを行うとする金融機関(中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。)の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四節 生活維持物品役務需要減等事業適応支援体制の整備

(認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関)

第四百四十条の二十八 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務(以下「生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務」という。)を行う者であつて、実施指針に適合すると認められるものを、その申請により、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二 生活維持物品役務需要減等事業適応計画の策定に係る指導及び助言並びに当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従つて行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事務所所在地

三 生活維持物品役務需要減等事業適応支援

業務に関する次に掲げる事項

イ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の内容

ロ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(欠格条項)

第四百四十条の二十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 心身の故障により生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

五 第四百四十条の三十三の規定により認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者(認定の更新)

第四百四十条の三十 第四百四十条の二十八第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四百四十条の二十八第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(廃止の届出)

第四百四十条の三十一 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(改善命令)

第四百四十条の三十二 主務大臣は、実施指針に照らし認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第四百四十条の三十三 主務大臣は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第百四十条の二十九各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 二 前条の規定による命令に違反したとき。 三 不正の手段により第百四十条の二十八第一項の認定又は第百四十条の三十第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関協力業務) 第百四十条の三十四 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の依頼に応じて、その行う生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。 (生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会) 第百四十条の三十五 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村における生活維持物品役務需要減等の状況その他の地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、次に掲げる者により構成される協議会(以下この条及び次条において「生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会」という。)を組織することができる。 一 商工会又は商工会議所 二 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関 三 認定支援機関 四 その他当該都道府県又は市町村が必要と認める者 2 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、生活維持物品役務需要減等事業適応	の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、地域の実情に応じた適切かつ効果的な生活維持物品役務需要減等事業適応に対する支援の実施その他の地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関する方針(次条において「支援方針」という。)の作成について協議を行うものとする。 3 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の事務に従事する者又は生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 4 前三項に定めるもののほか、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会が定める。 (支援方針) 第百四十条の三十六 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、前条第二項の協議が調ったときは、実施指針に即して、支援方針を策定するものとする。 2 支援方針においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一 地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関する基本的な事項 二 地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の実施主体に関する事項 三 地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の実施時期 四 地域の実情に応じた生活維持物品役務需
要減等事業適応の促進のための取組の達成状況の評価に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関し当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会が必要と認める事項 3 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、支援方針を作成するときは、あらかじめ、関係地方公共団体及び関係のある認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。 4 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、支援方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、経済産業大臣並びに関係地方公共団体及び関係のある認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関(当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員であるものを除く。)に送付しなければならない。 5 経済産業大臣は、前項の規定により支援方針の送付を受けたときは、当該支援方針を策定した生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員である関係地方公共団体に對し、必要な助言をすることができる。 6 前三項の規定は、支援方針の変更について準用する。 (調査等) 第百四十条の三十七 政府は、事業者による生活維持物品役務需要減等事業適応の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、生活の維持に必要な物品若しくは物品の輸送、旅客輸送その他の役務の需給の動向又はこれらの物品若しくは役務を供給する事業の属す	る各事業分野が過少供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。 第百四十一条第一項中「認定事業適応事業者」の下に、「認定事業費上昇事業適応事業者」を加え、「若しくは認定連携創業支援等事業者」を「認定連携創業支援等事業者若しくは認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者」に、「若しくは認定創業支援等事業計画」を「認定事業費上昇事業適応計画、認定創業支援等事業計画若しくは認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画」に、「若しくは創業支援等事業」を「事業費上昇事業適応、創業支援等事業若しくは生活維持物品役務需要減等事業適応」に改める。 第百四十四条第一項中「認定事業適応事業者」の下に、「認定事業費上昇事業適応事業者」を、「認定事業適応計画」の下に、「認定事業費上昇事業適応計画」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。 4 行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対し、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施状況について報告を求めることができる。 5 主務大臣は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関に対し、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施状況について報告を求めることができる。 第百四十六条の次に次の一条を加える。 (所管行政庁等) 第百四十六条の二 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる生活維持物品役務需要減等事業適応計画の区分に応じ、当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は大臣とする。

一 生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を申請しようとする者(次号及び第三号において「認定申請予定事業者」という。)であつて、当該認定に係る全ての事業場が一の市町村の区域に所在するものが作成する生活維持物品役務需要減等事業適応計画 当該市町村の長	等事業適応計画に係る事業を所管する大臣及び経済産業大臣 十七 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する事項 経済産業大臣 第四百七十七条に次の一項を加える。 4 第二項の規定にかかわらず、第四百四十条の十五第五項第十一号、第四百四十条の十九及び第四百四十条の二十二における主務省令は、経済産業大臣及び厚生労働大臣の発する命令とする。 第四百四十九条中「事業適応計画の認定の下に」第二十一条の二十三の二第一項の事業費上昇事業適応計画の認定」を加える。 第五百五十三条の次に次の三条を加える。 第五百五十三条の二 認定労働者協同組合の役員が、第四百四十条の十五第一項の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第五百五十三条の三 次に掲げる事項に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一 第四百四十条の十五第一項の総会における発言又は議決権の行使 二 第四百四十条の二十三に規定する訴えの提起 2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。 第五百五十三条の四 前条第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。 第五百五十四条の次に次の一条を加える。 第五百五十四条の二 第四百四十条の三十五第三項	の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第五百五十六条第三号中「第三項又は第四項」を「又は第三項から第六項まで」に改める。 第六百六十条の次に次の一条を加える。 第六百六十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定労働者協同組合の役員又は株式会社社の取締役若しくは執行役(会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百七条のその職務を代行する者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。 一 第四百四十条の十五の規定に違反して、組織変更の手續をしたとき。 二 第四百四十条の十六第一項若しくは第三項の規定による公告若しくは同項の規定による催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。 三 第四百四十条の二十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第四百四十条の二十二第一項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかったとき。 五 第四百四十条の二十二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。 六 第四百四十条の二十四第一項の規定による登記をすることを怠ったとき。 六 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正) 第三条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 目次中「第十二条」を「第十二条の七」に改め	る。 第二条第六項第三号中「第七百五十八条第一項第一号」を「第七百五十八条第一号」に改める。 第三条第二項第一号へ中「次条第二項第九号」を「次条第二項第十二号」に改める。 第四条第二項第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。 七 地域経済牽引事業の用に供するための土地の整備(以下「地域経済牽引事業用地整備」という。)を行う場合にあつては、その地域経済牽引事業用地整備に関する事項 八 地域経済牽引事業の促進に当たつて地域経済牽引事業用工場等(地域経済牽引事業の用に供する施設のうち、製造業等(工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第二条第三項に規定する製造業等をいう。第九条及び第十八条の二第二項において同じ。)に係る工場又は事業場をいう。第十三条第三項第三号及び第十八条の二第一項において同じ。)の新増設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。第九条第一項及び第十八条の二第二項において同じ。)を促進する場合にあつては、その促進に際し配慮すべき事項 九 地域経済牽引事業の促進に当たつて地域経済牽引事業用情報処理施設(地域経済牽引事業の用に供する施設のうち、業として大量の情報につき高速度での処理を行うために運営される施設をいう。以下同じ。)に対する工業用水(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第二項に規定する工業用水をいう。第十八条の四において同じ。)の供給を行う場合にあつては、その供給に関する事項	二 前号に掲げる認定申請予定事業者以外の認定申請予定事業者であつて、当該認定に係る全ての事業場が一の都道府県の区域に所在するものが作成する生活維持物品役務需要減等事業適応計画 当該都道府県の知事 三 前二号に掲げる認定申請予定事業者以外の認定申請予定事業者が作成する生活維持物品役務需要減等事業適応計画 主務大臣 2 都道府県知事及び市町村長は、第四百四十条の三第一項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の意見を聴かなければならない。 3 都道府県知事及び市町村長は、第四百四十条の三第一項の認定又は第四百四十条の四第二項若しくは第三項の規定による認定の取消しをしたときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を通知しなければならない。 第四百四十七条第一項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。 八 事業費上昇事業適応計画に関する事項 事業費上昇事業適応計画に係る事業を所管する大臣 第四百四十七条第一項に次の二号を加える。 十六 生活維持物品役務需要減等事業適応計画に関する事項 生活維持物品役務需要減	等事業適応計画に係る事業を所管する大臣及び経済産業大臣 十七 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する事項 経済産業大臣 第四百七十七条に次の一項を加える。 4 第二項の規定にかかわらず、第四百四十条の十五第五項第十一号、第四百四十条の十九及び第四百四十条の二十二における主務省令は、経済産業大臣及び厚生労働大臣の発する命令とする。 第四百四十九条中「事業適応計画の認定の下に」第二十一条の二十三の二第一項の事業費上昇事業適応計画の認定」を加える。 第五百五十三条の次に次の三条を加える。 第五百五十三条の二 認定労働者協同組合の役員が、第四百四十条の十五第一項の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第五百五十三条の三 次に掲げる事項に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一 第四百四十条の十五第一項の総会における発言又は議決権の行使 二 第四百四十条の二十三に規定する訴えの提起 2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。 第五百五十三条の四 前条第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。 第五百五十四条の次に次の一条を加える。 第五百五十四条の二 第四百四十条の三十五第三項	の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第五百五十六条第三号中「第三項又は第四項」を「又は第三項から第六項まで」に改める。 第六百六十条の次に次の一条を加える。 第六百六十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定労働者協同組合の役員又は株式会社社の取締役若しくは執行役(会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百七条のその職務を代行する者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。 一 第四百四十条の十五の規定に違反して、組織変更の手續をしたとき。 二 第四百四十条の十六第一項若しくは第三項の規定による公告若しくは同項の規定による催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。 三 第四百四十条の二十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第四百四十条の二十二第一項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかったとき。 五 第四百四十条の二十二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。 六 第四百四十条の二十四第一項の規定による登記をすることを怠ったとき。 六 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正) 第三条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 目次中「第十二条」を「第十二条の七」に改め	る。 第二条第六項第三号中「第七百五十八条第一項第一号」を「第七百五十八条第一号」に改める。 第三条第二項第一号へ中「次条第二項第九号」を「次条第二項第十二号」に改める。 第四条第二項第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。 七 地域経済牽引事業の用に供するための土地の整備(以下「地域経済牽引事業用地整備」という。)を行う場合にあつては、その地域経済牽引事業用地整備に関する事項 八 地域経済牽引事業の促進に当たつて地域経済牽引事業用工場等(地域経済牽引事業の用に供する施設のうち、製造業等(工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第二条第三項に規定する製造業等をいう。第九条及び第十八条の二第二項において同じ。)に係る工場又は事業場をいう。第十三条第三項第三号及び第十八条の二第一項において同じ。)の新増設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。第九条第一項及び第十八条の二第二項において同じ。)を促進する場合にあつては、その促進に際し配慮すべき事項 九 地域経済牽引事業の促進に当たつて地域経済牽引事業用情報処理施設(地域経済牽引事業の用に供する施設のうち、業として大量の情報につき高速度での処理を行うために運営される施設をいう。以下同じ。)に対する工業用水(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第二項に規定する工業用水をいう。第十八条の四において同じ。)の供給を行う場合にあつては、その供給に関する事項
---	---	--	---	---	---	--	---

第九条第一項中「既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。」「この条及び次条第一項において」及び「工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第二条第三項に規定する製造業等という。次項において同じ。」を削り、「緑地(同法)を「緑地(工場立地法)」に、「環境施設(同法第四条第一項第一号)を「環境施設(同号)」に、「環境施設をいう。次項を「環境施設をいう。同項」に改め、「(同項)の下に」及び「第十八条の二」を加え、同条第三項中「する場合」の下に「当該勧告の対象となる者の同法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る同法第六条第一項に規定する特定工場(次条において単に「特定工場」という。)」が第十八条の二第一項の規定により準則を定める条例の適用を受けている場合を除く。」を加え、「同項第一号」を「同法第九条第二項第一号」に改める。

第十条第一項中「工場立地法第六条第一項に規定する」及び「(次項において単に「特定工場」という。)」を削る。

第二章第二節に次の六条を加える。

(地域経済牽引事業用地整備計画の承認)

第十二条の二 重点促進区域において地域経済牽引事業用地整備を行うとする者は、市町村及び都道府県にあっては単独で又は共同して、これら以外の者にあっては市町村又は都道府県と共同して、経済産業省令で定めるところにより、地域経済牽引事業用地整備に関する計画(以下「地域経済牽引事業用地整備計画」という。)を作成し、当該重点促進区域を管轄する都道府県知事(地域経済牽引事業用地整備を行うとする者に都道府県を含むときは、経済産業大臣。以下この項、次条第一

項及び第二項並びに第十二条の六において同じ。)の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業用地整備を行うとする者が共同して地域経済牽引事業用地整備計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2 地域経済牽引事業用地整備計画において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域経済牽引事業用地整備の内容及び実施期間

二 地域経済牽引事業用地整備に必要な資金の額及びその調達方法

三 地域経済牽引事業用地整備を行う土地の所在、地番及び面積

四 前号の土地を第十八条に規定する承認地域経済牽引事業の用に供するためとするべき措置

3 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業用地整備計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業用地整備計画が基本方針に適合するものであつて、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

6 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(地域経済牽引事業用地整備計画の変更等)

第十二条の三 前条第三項又は第五項の規定による承認を受けた者(以下「承認地域経済牽引事業用地整備者」という。)は、当該承認に係る地域経済牽引事業用地整備計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認地域経済牽引事業用地整備者が前条第三項又は第五項の承認に係る地域経済牽引事業用地整備計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業用地整備計画」という。)に従つて地域経済牽引事業用地整備を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

(課税の特例)

第十二条の四 承認地域経済牽引事業用地整備(承認地域経済牽引事業用地整備計画に従つて行われる地域経済牽引事業用地整備をいう。以下同じ。)(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合することについて経済産業大臣の承認を受けたものに限る。)を行う承認地域経済牽引事業用地整備者(地方公共団体、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構その他経済産業省令で定める法人を除く。)に対し、当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供するために土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域経済牽引事業用地整備促進業務)

第十二条の五 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、地域経済牽引事業用地整備計画を作成しようとする者及び承認地域経済牽引事業用地整備者(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。)の依頼に応じて、地域経済牽引事業用地整備計画の作成及び承認地域経済牽引事業用地整備の実施に関し必要な助言を行う。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引事業用地整備者(市町村、都道府県及び土地開発公社に限る。)に対し、承認地域経済牽引事業用地整備を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

(実施状況等の報告等)

第十二条の六 承認地域経済牽引事業用地整備者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年、承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施状況その他経済産業省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告のほか、承認地域経済牽引事業用地整備計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要があると認めるときは、承認地域経済牽引事業用地整備者に対して、同項に規定する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による報告に基づき、承認地域経済牽引事業用地整備者が第十二条の二第二項第四号の措置を講じていないと認めるときその他承認地域経済牽引事業用地整備計画に従つて承認地域経済牽引事業用地整備を適切に行っていないと認める

ときは、当該承認地域経済牽引事業用地整備者に對し、相当の期限を定めて、適切に承認地域経済牽引事業用地整備を行うために必要な措置を講ずべきことを勧告することができ

る。
(大規模な地域経済牽引事業用地整備の円滑化)

第十二条の七 国及び地方公共団体は、同種の地域経済牽引事業又はこれと関連性が高い地域経済牽引事業の相互の有機的な連携が図られるよう、これらの地域経済牽引事業の用に供する大規模な一団の土地の整備を行う地域経済牽引事業用地整備が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十三条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項第一号中「内容の下に」(承認地域経済牽引事業用地整備計画に従って整備された土地において)地域経済牽引事業を行う場合には、その旨及び当該土地の所在を含む。)を加え、同条第三項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 地域経済牽引事業の実施に当たって、地域経済牽引事業用工場等(工場立地特例対象区域に設置されるものに限る。)が第十八条の二第三項に規定する承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例の適用を受ける場合の次に掲げる事項

イ 当該地域経済牽引事業用工場等の所在地

ロ 当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項

四 地域経済牽引事業の実施に当たって、地域経済牽引事業用情報処理施設に水を供給する工業用水道事業者(工業用水道事業法第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。以下同じ。)が第十八条の四の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項
イ 当該地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地

ロ 当該地域経済牽引事業用情報処理施設に対する当該工業用水道事業者による水の供給の見込みに関する事項

第十三条第五項中「前条第一項」を「第十二条第一項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、「都道府県知事の下に」並びに当該承認に係る地域経済牽引事業計画(第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)における地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地をその給水区域に含む工業用水道事業者)を加え、同項を同条第十項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第二号中「第三項第五号」を「第三項第七号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三項第三号に掲げる事項 当該事項に係る重点促進市町村の長

第十三条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「関係市町村長」の下に「及び当該承認に係る地域経済牽引事業計画(第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)における地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地をその給水区域(工業用水道事業法第四条第一項第二号に規定する給水区域をいう。以下同じ。)に含む工業用水道事業者)を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、第四項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に第三項第三号に掲げる事項の記載があるときは、当該地域経済牽引事業計画(同号に係る部分に限る。)について、あらかじめ、当該事項に係る重点促進市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。

第十四条第一項及び第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定により承認地域経済牽引事業計画(前条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)の承認を取り消したときは、当該承認地域経済牽引事業計画における地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地をその給水区域に含む工業用水道事業者)に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第十八条中「第九項」を「第十項」に改め、同条の次に次の三条を加える。
(工場立地法の特例)

第十八条の二 第四条第二項第八号に掲げる事項の記載がある同意基本計画に係る重点促進市町村は、承認地域経済牽引事業計画において第十三条第三項第三号イに掲げる事項として所在地が記載された地域経済牽引事業用工場等(次項及び第三項において「承認地域経済牽引事業用工場等」という。)の工場立地特例対象区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、工場立地法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則(第九条第一項の規定により準則が

定められた場合又は第十条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、承認地域経済牽引事業用工場等の新増設の必要性及びその周辺の地域の生活環境の保持の状況を踏まえ、承認地域経済牽引事業用工場等についての基準を公表するものとする。

3 第一項の規定により準則を定める条例(以下この項及び次条において「承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、当該承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例に係る承認地域経済牽引事業用工場等に対する工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条の二第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第十八条の三 第十条の規定は、承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例について準用する。この場合において、同条第二項中「第十條第一項」とあるのは、「第十八条の三において準用する同法第十条第一項」と読み替えるものとする。

(工業用水道事業法の特例)
第十八条の四 承認地域経済牽引事業計画にお

いて第十三条第三項第四号イに掲げる事項として所在地が記載された地域経済牽引事業用情報処理施設(以下この条において「承認地域経済牽引事業用情報処理施設」という。)の所在地を給水区域を含む工業用水道事業者については、当該承認地域経済牽引事業用情報処理施設に対する水の供給を工業用水道事業法第二条第四項に規定する工業用水道事業として行う工業用水の供給とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「及び熱供給業」とあるのは、「熱供給業及び業として行う地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条の四に規定する承認地域経済牽引事業用情報処理施設の運営」とする。 第十九条第三項中「第十三条第三項第三号」を「第十三条第三項第五号」に改める。 第二十三条第一項中「第十三条第三項第四号ハ」を「第十三条第三項第六号ハ」に改め、同条第二項中「第七項」を「第八項」に改める。 第二十五条中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。 第二十六条中「若しくは当該施設の用に供する」の下に「機械及び装置」を加える。 第二十七条中「第十三条第三項第五号」を「第十三条第三項第七号」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。 第二十八条及び第二十九条第一項中「第十三条第三項第三号」を「第十三条第三項第五号」に改める。 第三十条第一項中「(平成十四年法律第四百四十七号)」を削る。 第四十条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 国及び都道府県は、地域経済牽引事業用地	整備を行うとする者又は承認地域経済牽引事業用地整備者に対し、地域経済牽引事業用地整備の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 第四十三条第二項中「同条第七項、第八項及び第十項」を「同条第八項、第九項及び第十項」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。 第四十四条第一項中「第四十一条第一項又は第二項」を「第十二条の六第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」に改める。 (貿易保険法の一部改正) 第四条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 目次中「第十六条」を「第十六条の四」に、「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。 第五条に次の一項を加える。 3 会社は、第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十條の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。 第十二条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の二十二第五項(同法第二十一条の二十三第五項において準用する場合を含む。)の規定により意見を求められたときは、意見を述べること。 第十六条第一項中「引受けを行う」を「引受け(次条第一項に規定する特定引受けを除く。以下この条において同じ。)を行う」に改め、第二章第三節に次の三条を加える。
(特定引受業務指針) 第十六条の二 経済産業大臣は、会社が特定引受け(我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けをいう。以下同じ。)に係る第十二条第一項及び第二項の業務(以下「特定引受業務」という。)を行うに当たつて従うべき指針(以下「特定引受業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。 2 特定引受業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 特定引受業務の実施に関する基本的な事項(当該特定引受業務の実施に関し留意すべき事項を含む。) 二 特定引受業務に関する財務の適正な管理に関する事項 三 経済産業大臣に対する特定引受業務の実施状況の報告に関する事項 四 その他特定引受業務の適確な実施を確保するために必要な事項 (特定引受基準) 第十六条の三 経済産業大臣は、特定引受業務指針を勘案して、会社が特定引受けを決定するに当たつて従うべき基準(以下「特定引受基準」という。)を定めるものとする。 2 経済産業大臣は、前項の規定により特定引受基準を定めたときは、これを公表するものとする。 (特定引受決定) 第十六条の四 会社は、特定引受けを行うと	するときは、特定引受基準に従つて、特定引受けを決定しなければならない。 2 会社は、特定引受けを行うかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 3 経済産業大臣は、前項の認可の申請が特定引受基準に適合すると認めるときは、その認可をするものとする。 第二十條の次に次の二条を加える。 (区分経理) 第二十條の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一 特定引受業務以外の業務 二 特定引受業務 (区分経理に係る会社法の準用等) 第二十條の三 会社法第二百九十五條、第三百三十七條、第三百七十四條、第三百九十六條、第四百三十一條から第四百四十三條まで、第四百四十六條及び第四百五十條から第四百五十四條までの規定は、前條の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六條中「株式会社」とあるのは「貿易保険法第二十條の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百五十條第一項及び第三項、第四百五十一條第一項及び第三項、第四百五十三條並びに第四百五十四條第一項、第二項及び第五項中「剰余金」とあるのは「貿易保険法第二十條の二の規定により設けられた勘定に

属する剰余金」と、同法第四百五十条第一項中「資本金の額を」とあるのは「同条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を」と、同項第二号中「資本金」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第四百五十一条第一項中「準備金の額を」とあるのは「同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を」と、同項第二号中「準備金」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、及び剰余金」とあるのは「及び同条の規定により設けられた勘定に属する剰余金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 2 会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、前条の規定により会社法が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百五十一条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 22 会社法第二十二條中「次条並びに第三十七條第一項及び第四項において」を「以下」に改める。 23 第二十三條中「この条において」を削る。 24 第二十四條に次の一項を加える。 3 会社がこの条の規定により社債を発行し、又は資金を借り入れることによつて調達した資金は、第二十条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。 35 第三十五條中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。	二 第十六條の二第一項の取決めを定めようとするとき。 三 特定引受業務指針を定めようとするとき。 第二章第五節に次の一条を加える。 (特定引受業務の廃止等) 第三十八條の二 特定引受業務及び第二十条の二第二号に掲げる業務に係る勘定(以下「特別勘定」という。)の廃止については、別に法律で定める。 2 会社は、特別勘定の廃止の際、特別勘定に残余があるときは、別に法律で定めるところにより、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。 附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の五条を加える。 (区分経理等) 第二条 令和七年度的一般会計補正予算(第一号)により政府から会社に対し出資があつたものとされた金額に係る経理は、特別勘定において行うものとする。 2 会社は、毎事業年度末において、前項に規定する金額のうち会社が特別勘定の健全性を確保するために必要がないと認められるものに相当する金額として経済産業大臣が定める金額があるときは、同項に規定する金額に相当する金額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。 3 経済産業大臣は、前項の規定により会社が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。	4 会社が第二項の規定による国庫への納付をした場合には、会社の資本金又は準備金のうち当該納付に係る金額については、会社に対する政府からの出資はなかつたものとし、会社は、その額により資本金又は準備金を減少するものとする。この場合において、第二十条の三第二項の規定は適用しない。 (国債の交付) 第三条 政府は、令和十一年三月三十一日までの間、会社が特別勘定の健全性を確保し、特定引受業務に係る保険金等を支払うために必要となる資金の確保に用いるため、三兆円を限り、国債を発行し、これを会社に交付することができる。 2 政府は、前項の規定により交付することができるものとして、国債の額に相当する金額のうち、予算で定める範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。 (国債の償還等) 第四条 会社は、第二十四条第一項の規定により社債を発行し、又は資金を借り入れることによつて調達する資金の額の見込みに照らし、特定引受業務に係る保険金等を支払うために必要となる額を限り、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。
--	---	--

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第三条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二条第六項第三号の改正規定並びに第四条中貿易保険法第二十二條の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日 二 第二条及び第三条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第八条、第九条(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第六条第九項の改正規定に限る。)、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十條の二第一項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (検討)	定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に改正後地域経済牽引事業促進法第十三条第四項若しくは第八項の規定による承認又は改正後地域経済牽引事業促進法第十四条第一項の規定による変更の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる改正後地域経済牽引事業促進法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業について適用する。 (区分経理に関する経過措置)	險法第十二条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するものに係る保険金等」と、「特定引受業務」とあるのは「特定引受業務並びに同条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するもの」とする。 (罰則の適用に関する経過措置)
3 前二項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。 (国債の返還等)	第五条 会社は、毎事業年度末において、附則第三条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがある場合において、特定引受けに係る保険契約等の締結の見込み及び特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等の支払義務の発生の見込みに照らし、特定引受業務に係る保険金等を支払うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。	第四条 この法律の施行の日前にされた貿易保険又は再保険の引受けに係る第四条の規定による改正前の貿易保険法第十二条第一項及び第二項の業務であつて、第四条の規定による改正後の貿易保険法(以下この条において「改正後貿易保険法」という。)第十六条の二第一項に規定する特定引受業務に相当するものに係る経理は、改正後貿易保険法第三十八條の二第一項に規定する特別勘定において行うものとする。この場合において、改正後貿易保険法の規定の適用については、改正後貿易保険法附則第三条第一項中「特定引受業務」とあるのは「特定引受業務並びに経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法律第一号)第四条の規定による改正前の貿易保険法(以下「旧貿易保険法」という。))第十二条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するもの」と、改正後貿易保険法附則第四条第一項中「特定引受業務」とあるのは「特定引受業務並びに旧貿易保険法第十二条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するもの」と、改正後貿易保険法附則第五条第一項中「及び特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等」とあるのは「並びに特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等並びに旧貿易保	險法第十二条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するものに係る保険金等」と、「特定引受業務」とあるのは「特定引受業務並びに同条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するもの」とする。 (罰則の適用に関する経過措置)
第五條 会社は、毎事業年度末において、附則第三条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがある場合において、特定引受けに係る保険契約等の締結の見込み及び特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等の支払義務の発生の見込みに照らし、特定引受業務に係る保険金等を支払うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。	二 第二条及び第三条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第八条、第九条(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第六条第九項の改正規定に限る。)、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十條の二第一項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (検討)	定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に改正後地域経済牽引事業促進法第十三条第四項若しくは第八項の規定による承認又は改正後地域経済牽引事業促進法第十四条第一項の規定による変更の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる改正後地域経済牽引事業促進法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業について適用する。 (区分経理に関する経過措置)	第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (租税特別措置法の一部改正)
第六條 会社は、特別勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、附則第四条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの条の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、政令で定めるところにより、当該剰余金の額を国庫に納付しなければならない。	二 第二条及び第三条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第八条、第九条(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第六条第九項の改正規定に限る。)、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十條の二第一項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (検討)	定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に改正後地域経済牽引事業促進法第十三条第四項若しくは第八項の規定による承認又は改正後地域経済牽引事業促進法第十四条第一項の規定による変更の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる改正後地域経済牽引事業促進法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業について適用する。 (区分経理に関する経過措置)	第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 第八十條第三項中「第二条第三十三項を」を「第二条第三十四項」に改める。 (印紙税法の一部改正)
3 前二項に定めるもののほか、附則第三条第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。 (国庫納付金)	二 第二条及び第三条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第八条、第九条(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第六条第九項の改正規定に限る。)、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十條の二第一項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (検討)	定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に改正後地域経済牽引事業促進法第十三条第四項若しくは第八項の規定による承認又は改正後地域経済牽引事業促進法第十四条第一項の規定による変更の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる改正後地域経済牽引事業促進法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業について適用する。 (区分経理に関する経過措置)	別表第三独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十九條第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。)、第十一号、第十三号、第十六号並びに第十七号業務の範囲に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務(同項第七号に掲げる業務を除く。))並びに同法附則第八條(旧繊維法に係る業務の特例)、第八條の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八條の四第一

令和八年五月十四日 衆議院會議録第十八号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案及び同報告書

項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)に掲げる業務に関する文書の項中「並びに第十七号」を、「第十七号並びに第二十二号(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十二条の五第一項(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域経済牽引事業用地整備促進業務)の規定による助言及び同条第二項の規定による貸付けの業務に限る。)」に改める。

(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の一部改正)

第九条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第九項中「第四百七十七条第一項第九号」を「第四百七十七条第十号」に改める。

第十七条第三項中「第二十一条の二十二第五項」を「第二十一条の二十二第六項」に、「第一項第二号を除く」を「第一項第一号に係る部分に限る」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十四号中「第二十一条の五」の下に、「第二十一条の二三の二」を加える。

第十五条第一項第十四号中「第二十一条の二三の二」を「第二十一条の二三の六」に、「及

び第五十一条」を、「第五十一条及び第四百十条の九」に改め、「第六十五条の六」の下に「及び第四百十条の二十七第一項」を加え、「及び第四百三十一第一項」を、「第四百三十一第一項、第四百四十条の二十七第二項及び第四百四十条の三十四」に改め、同項第二十二号中「(平成十九年法律第四十号)」の下に「第十二条の五第一項及び」を、「助言」の下に、「同法第十二条の五第二項の規定による貸付け」を加え、「同条第二項及び同法」を「同法第三十条第二項及び」に改める。

第十八条第一項第一号中「産業競争力強化法第六十五条の六に規定する助言、同法第七十八条及び第四百三十一第一項に規定する協力並びに同法第四百四十条に規定する出資その他の業務に限る」を「次号に掲げるものを除く」に、「第十五条第一項第十八号」を「同項第十八号」に改め、同項第二号中「前号に掲げるものを除く」を「産業競争力強化法第十八条、第二十一条の五、第二十一条の二三の六、第三十四条、第五十一条及び第四百四十条の九に規定するものに限る」に改める。

(地域再生法の一部改正)

第十二条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十七号中「第四条第二項第七号」を「第四条第二項第十号」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に改める。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第六十三条

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律百十三号)第六十一条

(総合特別区域法及び東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「第九条第一項」の下に「若しくは第十八条の二第一項」を、「第十条第一項」の下に「(同法第十八条の三において準用する場合を含む。)」を加える。

一 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十三条第一項

二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律百二十二号)第二十八条第一項

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十五条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「第二条第三十一項第二号」を「第二条第三十二項第二号」に改める。

第二十条の二第二項中「第九条第一項」の下に「若しくは第十八条の二第一項」を、「第十条第一項」の下に「(同法第十八条の三において準用する場合を含む。)」を加える。

理 由

国際情勢の複雑化、物価の変動、人口の減少、少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国企業の事業活動の持続的な発展を図るため、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応する設備投資等による事業変更を行う者とする者、事業に要する費用の上昇に対応する設備投資等による事業変更を行う者及び生活の維持に係る物品又は役務の需要の減少又は供給の不足に対応する事業の効率化等の事業変更を行う者とする者の当該事業変更に係る計画認定制度の創設並びにこれらに係る支援措置等を講ずるとともに、株式会社日本貿易保険が行う貿易保険等の引受けのうち、海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的

な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る引受けについて、当該引受けに係る業務に関する経済産業大臣による指針の策定の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案 内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際情勢の複雑化、物価の変動、人口の減少、少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国企業の事業活動の持続的な発展を図るため、国内投資の促進による事業の高付加価値化と、海外需要開拓や安定的な原材料の確保を通じた供給網の強靱化を一体的に推し進めるとともに、国内の事業活動の基盤となる産業用地の整備や担い手の確保に資する生活基盤の維持を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 産業競争力強化法の一部改正

(一) 「大胆な投資促進税制」の対象となる「特定生産性向上設備等」を定義すること。

(二) 事業適応計画認定制度の類型として、「国際経済事情激変事業適応」及び「事業費上昇事業適応」を追加し、認定計画に従って行う設備投資について、株式会社日本政策金融公庫のツーステップローン等の金融支援措置を講ずること。

(三) 人口減少や少子高齢化に伴う生活の維持に必要な物品、役務の需要減少、供給不足

に対応するための事業の効率化に向け「生活維持物品役務需要減等事業適応計画」の認定制度を創設し、認定計画に従って行う事業について、金融支援、組織変更手続の特例措置等を講ずるとともに、支援機関の認定制度の創設等を行うこと。 2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正 (一) 地域経済牽引事業について、生活環境との調和や地元の理解を前提とした工場立地法に基づく工場等の緑地面積率等の規制の特例や、データセンターに対する工業用水の供給の義務付け等の措置を講ずること。 (二) 都道府県又は市町村による産業用地の整備に関する計画承認制度を創設し、承認計画に基づく事業について、官民連携で整備を進める際の土地譲渡に係る地権者の所得税等の軽減等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構による用地整備に必要な資金の貸付け等に係る規定を整備すること。 3 貿易保険法の一部改正 (一) 株式会社日本貿易保険の業務について、本邦企業の供給網の強靱化の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係るものを「特定引受業務」とし、当該業務に関する所要の規定を整備すること。 (二) 特定引受業務の経理について特別勘定を設けて整理するものとし、特別勘定の健全性の確保等のために国債の交付等に係る措置を講ずること。 4 施行期日 この法律は、一部の規定を除き、公布の日	から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 二 議案の可決理由 本案は、我が国企業の事業活動の持続的な発展を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 三 本案施行に伴う予算措置 令和八年度一般会計予算予算総則において、株式会社日本貿易保険が特別勘定の健全性を確保し、特定引受業務に係る保険金等を支払うために必要となる資金の確保に用いるために発行することができるとする国債の金額の限度は、一兆七千八百億円と定められ、また、同歳出予算において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業向け産業用地整備融資事業に要する資金に充てるための出資に必要な経費として、五億六千万円が計上されている。 右報告する。 令和八年五月十三日 経済産業委員長 工藤 彰三 衆議院議長 森 英介殿 (別紙) 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。 一 特定生産性向上設備等の基準については、事業者の予見可能性を高める観点から、投資利益率や投資下限額等の詳細を速やかに明示するとともに、当該設備等に係る特定生産性向上設備等投資促進税制の執行状況を踏まえ、不断の見直しを行うこと。また、同税制については、投資収益性等の実績を把握した上で、その政策効果を事後的に検証し、国際社会の動向を踏まえ、他の税制その他の措置を含めた総合的な措置を講ずることにより、国内への円滑かつ一層の投資が進められるよう、全力を尽くすこと。 同税制によって民間事業者の大胆な投資を効果的に促すため、戦略分野に関する政府の投資のロードマップの策定を進めるなど、事業者の予見可能性を高める最大限の努力をすること。 あわせて、業種や分野を超えた幅広い事業者が、制度の活用を積極的に検討できる環境の整備を進めること。 同税制の投資利益率十五パーセント以上であることの確認は、基本的に提出時の投資計画によつてなされることから、その計画が確実なものであるか、丁寧に手続を進めること。計画の確認後においても適時適切に事業の進捗状況を把握し、事業者が税制の趣旨に反して利益を得ることがないよう万全を期すこと。 二 新たに創設される国際経済事情激変事業適応及び事業費上昇事業適応の計画認定制度については、足元の中東情勢の影響及びそれに起因する原材料価格やエネルギーコストの動向も注視しつつ、実施指針を可能な限り早期に策定すること。 三 生活維持物品役務需要減等事業適応に関する指針の策定に当たっては、事業の効率化による採算性向上に資するものとなるよう考慮するとともに、同事業適応計画の実施状況を勘案し、不断の見直しを行うこと。また、同事業適応計画の認定及び支援措置の実施に当たっては、関係省庁及び地方公共団体において連携を強化するとともに、同事業適応に取り組もうと意欲を持つ事業者の申請が円滑に進められるよう、合理的な制度設計を目指すこと。あわせて、生活維持物品役務は、地域経済全体の持続的な発展に不可欠であることなど、本法改正の趣旨を幅広く事業者者に周知・広報し、制度の活用が広く行われるよう全力を尽くすこと。 四 承認地域経済牽引事業用地等の緑地面積率等については、市町村において地域の実情を反映した準則条例が制定されるよう、その基準を速やかに策定及び公表すること。また、地方公共団体間の財政力の差により、産業用地の整備及び企業誘致への取組において格差が拡大することがないよう、適時適切な措置を検討すること。同時に、現時点における未活用の工業団地の用地の活用が更に図られるよう、必要な取組を進めること。 五 AI・デジタル市場の加速度的な拡大を見据え、住民との調和を前提に、国内におけるデータセンターの地域分散かつ集約的な設置を推進するため、本法の措置と併せ、関連インフラの整備等、投資の促進を図られるよう、政府として適切な措置を講じること。 六 日米政府の戦略的投資イニシアティブにおいては、貿易保険法等の国内法令と矛盾せず、また、投資案件に参画する国内企業にとって利益が見込める案件が選定されるよう日米政府で十分に協議を行うとともに、案件に対し、中小企業も含めた国内企業の参画が円滑に進むよう、国によるマッチングの推進等、必要な取組を行うこと。また、案件の資金調達における株式会社国際協力銀行による出融資額と株式会社日本貿易保険が保証する民間金融機関の融資額の割合については、多額の米ドルを持続的に調達する必要があることに鑑み、民間金融機関の過度な負担となることがないよう、案件の規模や性質等に応じて柔軟に設定すること。
--	--

七 株式会社日本貿易保険が行う特定引受業務に係る区分経理を適切に監督し、同社が適正な保険料の下でリスクを管理し、交付国債を超える追加的な財政負担が生じることがないように万全を尽くすこと。	
--	--